

死刑廃止国際条約の批准を求める

FORUM90

地球が決めた死刑廃止

VOL.133 頒価 300 円

2014年1月10日発行
フォーラム90実行委員会
〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-13
港合同法律事務所気付
TEL: 03-3585-2331
FAX: 03-3585-2330
振替口座: 郵便振替 00180-1-80456
加入者名: フォーラム90

目次

死刑制度について 平岡秀夫 1頁
死刑廃止に一步でも近づくために 安田好弘 8頁
彼と同じ環境に育っても自分は犯罪をしないと云えますか?
秋田一恵 11頁
加賀山領治さんの一審弁護人より 徳井義幸・向井啓介 16頁

加賀山さんの支援者から 18頁
執行された二人から 18頁 死刑日録 19頁
「死刑廃止全国合宿2013in広島」報告「ヒロシマから死刑とい
のちを考えるシンポジウム」実行委員会 20頁
死刑映画週間3 上映日程時間表 22頁
インフォメーション 24頁

死刑制度について 世界の潮流と国民の意識

平岡秀夫 (元法務大臣・弁護士)

以下に掲載するのは11月30日、広島市内のアステールプラザで行われた「ヒロシマから死刑といのちを考えるシンポジウム 死刑・原発・戦争」での平岡秀夫元法務大臣の講演および質疑である。主催は同集会実行委員会。集会後、死刑廃止合宿2013in広島が行われた。詳細は本誌20頁を参照。

平岡 みなさん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました、平岡秀夫でございます。

話を始める前に、『孤立する日本の死刑』(デイビッド・T・ジョンソン、田鎖麻衣子著、現代人文社、2013年)をお読みになられた方、いらっしゃいますか? これは田鎖麻衣子さんという弁護士の方の本です。ひとつ私が勉強になったのは、アジアの状況というのが、非常によく整理されています。それは、デイビッド・T・ジョンソンというハワイ大学の教授が書いた部分を翻訳した箇所です。

この本にはもう一つの特徴があります。民主党政権下になって、千葉景子さんが民主党政権で初めての法務大臣になりました。彼女はアムネスティ・インターナショナル日本とも関係が深く、死刑廃止を推進する議員連盟の副会長もしておられたことがあり、死刑の執行については非常に慎重に考えておったのですが、

死刑を執行するとともに、法務省のなかに「死刑の在り方についての勉強会」というものを設けた大臣でございます。その千葉大臣以降の話がずいぶん詳しく書いてあります。わたくしのこともたくさん書いてありまして、「批判されているような部分もあるかな」と思いながらも、大筋においては、「そういうことなのかな」と私も思います。ぜひ買って読んでいただいで、参考にしていただきたいと思います。

1、死刑制度に対する谷垣法相の発言

最初に、いま日本の状況というのはどういう状況かは、端的にこの谷垣法務大臣の発言(2013年2月22日)を見ていただけたら分かると思います。谷垣さんは安倍政権で法務大臣になり、死刑の執行も3回(2013年11月30日現在)にわたってやっているわけです。最初の死刑執行に当たって、彼がこういう発言をしており

◎フォーラム90新春イベント

死刑廃止祈願・新春芸能大会 笑っている場合ではない!?

1月19日(日) 開場13時30分 開演14時 築地本願寺第二伝道会館2階瑞鳳の間 本誌24頁参照

死刑映画週間3 国家は人を殺す

2月15日(土)~2月21日(金) ユーロスペース 死刑映画8本を連日上映 本誌22頁参照

谷垣法相の四度目の死刑執行に抗議する→8ページ

ます。

一つ目は「制度の大綱を現時点で見直す必要はない」。これでいいんだ、何もする必要はないというのが、彼の見解です。

二つ目は、「刑事訴訟法に規定（判決から6カ月以内に死刑を執行）される法の精神を無視するわけにはいかない」。刑事訴訟法に何が書かれているかという、法の精神にまで入って行ってしまつと、必ずしも正しくはないと思いますが、一応、形式的には「判決確定から6カ月以内に死刑を執行しなければならない」と書いてあり、「自分はそれを守っているだけだ」というふうに言いたいわけだと思います。

三つ目は、「死刑は極めて大きな内政上の問題。治安維持や国民感情の観点をしっかり考えるべきだ」と言っております。私は、谷垣さんはもうちょっと問題意識のある政治家と思っていたのですが、問題意識なしに、ただ単にこういうことを言い募って、死刑問題から逃げているのは、私は政治家としていかがなものだろうかと思つています。私も法務大臣時代に、ずいぶん死刑執行を迫られました。特に自民党の広島県選出のある議員からも何度となく迫られました。確かに死刑を執行するというのは法務大臣の職務であります。しかし、なぜ、これが法務大臣になっているか。他の刑の執行というのは検察官なんです。だけど法務大臣が死刑については執行するという事になっている意味というのは、やっぱりもっと奥深いものがあるのだろうと思つています。冤罪の問題もあれば、その時々時代の流れもあれば、国際的な動向もあれば、いろんなことがある。やっぱり今の時点で死刑を執行することが総合的に見て必要だと判断するからこそ、法務大臣にその判断が委ねられていると思つておりました。それと合わせてわたくしが申し上げていたのは、やっぱり死刑を執行するのは法務大臣の職務、それは確かに法律にそう書いてあるからそうだけれども、でも、「日本国として死刑制度をどう評価し、これからどうしていくのかということを考えていく、そういう責任を持っているのも法務大臣の職責ではないか」と。こういうふうに申し上げておりましたけれども、なかなか私みたいに総合的に物事を言う政治家というのはだめなんですね。特にイケイケドンドンね、「殺せー」「やれー」「当然だ」っていうような、そういう政治家でないと最近はなかなかうけないと、そういう気がいたしたわけでございます。

それから、確かに「死刑は内政上の問題」というのはそうだと思いますけれども、『ゆるる死刑』（岩波書店、2011年）という本を、毎日新聞の小倉孝保さんという記者が書いておられます。彼は、国連の死刑執行停止決議がされるような場面に行つて、日本国政府の対応を見ているんです。「日本国政府の人たちは他の国から非難されるのを、嵐が過ぎ去るのを待つように、頭を低くしてじっと黙つていて、なにも反論しな

い。そういうことで本当に国際的理解が得られるのだろうか」という問題提起もしています。確かに内政上の問題ということは間違っているとは思いませんが、しかし国際社会の中で日本はなぜそうなのかということが、「なるほど、そうなのか」と理解してもらえない「内政上の問題」であつてはいけないと思うんですね。

国民感情のほうも、確かに被害者感情の問題とか、非常に難しい問題がありますけれども、なぜこういう国民感情が作られてきているのかということについても、しっかりと我々は検証していかなければならないと思うわけです。この『孤立する日本の死刑』の中に、デイビッド・ジョンソンさんが次のように書いています。「ヨーロッパでの経験からすれば、死刑廃止が予想されるような状況において、なお死刑を維持しているアジアの国は1カ国、日本だけであり、この一見して異常な事態は、少なくとも部分的には中道右派の自民党による覇権状態が半世紀以上もの間、機能したことによるものである」。

私はやはり、自民党政権下で死刑問題をどう捉えてきたのかというのが大きなカギになっているような気がするんです。やはり自民党はずっと政権を持ってきた。その政権を持ってきたことについて言えば、ものすごく知恵も経験も働いているんです。一つ言えることは、「自分たちが政権を持っている秩序を乱したくない。だったら死刑はそのままでもいいじゃないか」と。国民の世論調査をしても、「死刑が維持されるように維持されるように」というような問題の出し方しかしていないという、そういうことを政権時代にずっと続けてきたということ。これもやはりみなさんに理解してもらいたいと思うわけです。決して国民は心底から死刑問題について「見たくもない」「聞きたくもない」「私は知りません」という気持ちじゃなくて、本当はいろいろ説明すればちゃんと理解もし、問題意識も持ってくれる。そういう状況にありながら、それをさせてこなかったのが今までの政権ではなかったのかと、私は思つています。

2、死刑廃止と世界の流れ

図1は「死刑廃止国数の推移」。これはグラフで書いたものです。2009年から継ぎ足して色の濃いところが、事実上の死刑廃止国と通常犯罪だけの廃止国です。本当は2008年以前も入れるべきだったのですが、こういうふうが増えてきているということを示したものです。それから国連総会の死刑執行停止決議というのもまた増えてきているのが図2です。

それからOECD（経済協力開発機構。言わば、先進国クラブ）34カ国の死刑制度がどうなっているか（図3）。過去10年以内に執行のなかった国は1カ国、大韓民国です。大韓民国では1997年12月に最後の執行が20件ぐらいやられた。なぜかということ、1998年に金大

死刑廃止国数の推移

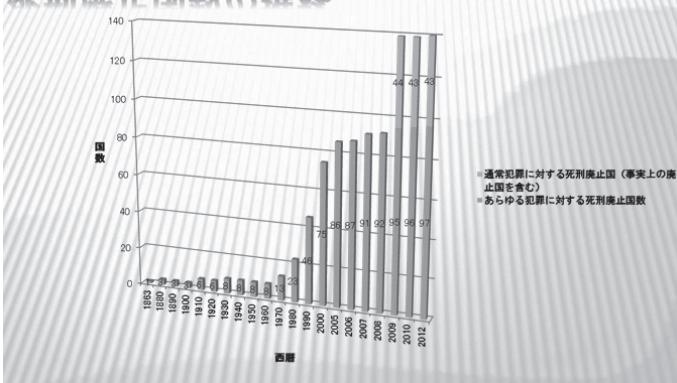


図1

中が大統領になると死刑が停止されるかもしれないということで、一気にやっちゃったわけです。で、金大中が大統領になってからは死刑の執行が停止され、それ以降ずっと停止されている。李明博大統領のときに再開されるんじゃないかとみんな危惧していたのですが、結局時代の流れというのがあって、韓国では再開に至らなかった。

OECDの国ではないのですが、台湾も似たようなことがあったんですね。2006年に死刑の執行を停止するということが事実上行われた。民進党の代表・陳水扁が国家総統の時に死刑執行が停止されて、その後2010年に再開された。再開されてからは、台湾の国内では死刑執行を求めるような動きが広まってきている。そういう状況にある。こういう流れを見てきても、やはりその時の政治の状況が、死刑の問題に関して、執行の問題、制度の問題に非常に大きな影響を与えているということが読んでとれると思います。

3、世界と乖離している日本の国民意識

それから国内の話に入りますと、これもよく出てくるものですが、図4は死刑制度に関する世論調査で、下の1975年から一番最近では2009年ですかね。左の薄い色のところ（死刑存続）がだんだんと増えてきている。1975年ですから、今から40年近く前までは6割弱しか「存続」の割合がなかったのに、だんだん増えてきているんですね。これも先ほど来、私が申し上げていますように、世界の潮流と国民の意識がだんだん乖離してきているのではないのだろうかということですよ。

実はこの問題に対しては、設問の仕方が悪いと指摘する方が多いのです。設問の仕方は、死刑の廃止については、図では真ん中の部分で、「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」と答えた人です。それから左の部分は「場合によっては死刑もやむを得ない」というような人。これも存置論者に入ってしまったので、もっと設問の仕方を変えれば、例えば、先ほど欧州人権裁判所の話もありましたけれども、「絶対的終身刑を作るということを前提にして死刑を廃止したらどうか」とか、そういう問題提起なんか全然ないままに使われている設問と答ですから、こういう結果が出てきてもやむを得ないのかなという面もあります。

ただ、そうは言っても、だんだん死刑存続論のほうが増えてきているというのは、いったい日本のどういう状況を反映してなんだろうかと思うんですね。「日本はどんどん治安が悪化してきているから、やっぱり死刑はないといけないよね」というようなことがあるのかといえば、そうじゃないですよ。殺人事件の件数と、殺人事件による死亡者数を示す折れ線グラフを見ると、どんどん減ってきているわけです（図5）。「体感治安」的には悪くなっているかもしれませんが、数字で見れば状況としては良くなってきている。

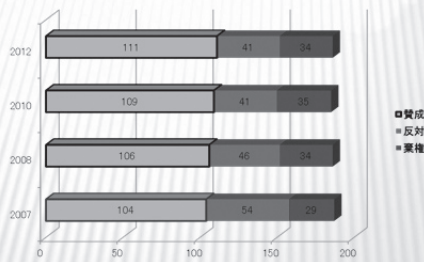
図2

図3

図4

国連総会の死刑執行停止決議

・同決議に対する賛成国と反対国の推移



(注)アジアの国で4回連続反対票を投じた国は、中国、朝鮮人民民主主義共和国、日本の3カ国だけ。

OECD34ヶ国の死刑制度 (2013年5月)

◎死刑制度を存置の国又は地域

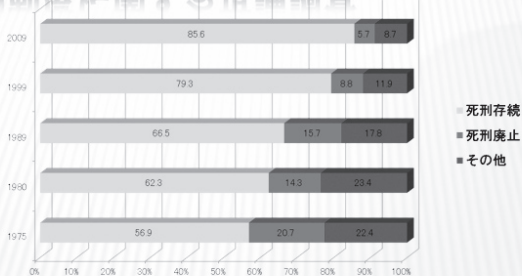
・過去10年以内に執行のあった国又は地域(2国)

日本国、アメリカ合衆国(連邦、32州)
(米国では、11年にイリノイ州、12年にコネチカット州13年にメリーランド州が廃止)

・過去10年以内に執行のなかった国(1国)

大韓民国
※2009年以降の加盟国(チリ、スロベニア、イスラエル、エストニア)も含む。

死刑制度に関する世論調査



総理府又は内閣府が実施

日本における死刑に関する動向

1997年以降の殺人事件認知件数、一般刑法犯の死亡者数、死刑判決数（地域、高裁最高裁の合計）

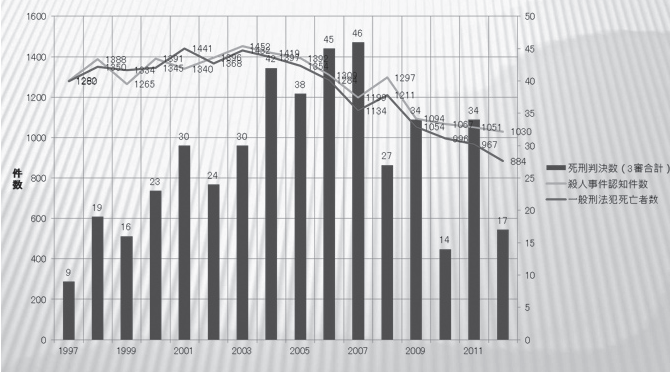


図5

しかしよく言われるのは、やはりマスコミの報道も含めて、世の中がどんどん不安になってきているというか、治安が悪くなってきているというイメージを持ってきている人が多いのではないだろうかという気がするんです。特に、そういう傾向が表れてきているのは、オウムのサリン事件が起こったあたりぐらいから、社会の治安が悪くなってきているという印象を多くの国民が持つような状況になってまいりました。いろいろ調べてみますと、昔も凶悪事件と言われるような事件とか、あるいは信じられないような事件というのがあるんですけども、その当時のマスコミの報道の仕方というのは、例えば新聞でちょこっと出ているぐらいで、それほど大きく取り上げられていない。それと比べて、いまはテレビの影響がすごく大きいですね。テレビは繰り返し繰り返し、非常に印象に残るような場面を映していく。やはり体感治安というのが非常に悪くなってきているという感じがします。

私がやはり死刑問題についてここでしっかり国民的議論をしなければならないと思っている一つの理由というのは、そういう国民の意識が広まっていく中で、本当に社会の寛容性がなくなっている気がするからなんです。いま、法務省の大きな行政の課題としては、刑務所から出てきた人の就職先がないという問題。これは経済・景気の問題もあるんですけど、就職先がないとか、行く先がないというようなことなんです。社会で立ち直るためのことが、どんどん廃れてきている、弱くなってきている、縮小してきているんです。それは善悪二元論みたいな話で、「俺たちは善人なんだけど、あの人たちは悪人だ」と言って、善悪で分けてしまって、いったん悪いことをした人たちは、なかなか社会復帰ができないというように、社会に寛容性がなくなっているということ。私は、この問題の発生原因の一つが死刑存続の支持が拡大した原因と根底で共通しているのではないかと考えておまして、そういう意味でもしっかりと国民的議論をしなければいけないと思っているということです。

図6も死刑制度に関する勧告で、2つに分けてありますけれども、上は死刑制度廃止とかあるいは死刑執

日本の死刑制度に対する勧告

- ◎死刑の廃止・執行停止についての国際機関の勧告
- ・2007年8月 拷問等禁止委員会からの勧告
 - ・2008年5月 国連人権理事会の普遍的定期審査における勧告
 - ・2008年10月 国連・規約人権委員会からの勧告
 - ・2013年5月 拷問等禁止委員会からの勧告

◎死刑制度の運用に関する勧告内容

- ・死刑確定者の処遇
- ・高齢者及び精神障がい者の死刑執行
- ・死刑確定者と外部の弁護士との面会

図6

行停止の問題として、日本が勧告を受けているということがあります。あと死刑制度の運用に関することについても、いろいろ勧告を受けているんですね。「死刑囚に対する処遇に、非常に問題がある」とか、あるいは「高齢者や障がい者に対する死刑執行の問題はちゃんとできているのか」とか、あるいは弁護士との面会の問題、こういう問題をずいぶん指摘されている。こういう日本の死刑制度というものが、制度が有るべきなのか無くすべきなのかだけではなくて、もう死刑のことを語ることが、制度のことを語るのが、タブー視されているんですね。聖域化されてしまって、いま死刑囚がどんな処遇を受けているのかということを開こうとすると、もうそれだけで、世の中からは白い目で見られるというような、そういう状況が発生している。こういう問題にもちゃんとメスを当てていかなければいけないと思います。先ほどの『ゆるる死刑』という本の中にも出てきますけれど、アメリカも死刑執行している先進国の大きなひとつですが、アメリカと日本の違いは何なのかと言うと、アメリカでは死刑に対する情報公開が非常に進んでいて、制度そのものについての議論もあれば、死刑執行のあり方について、あるいは死刑確定者に対する処遇のあり方についても、いろんな議論が行われている。それが、日本では全く行われていないということが、もう一つの問題であると思うんです。

改めて説明する必要もないかと思うんですが、死刑制度が必要だという人たちには ①社会契約説からの主張、②国家的秩序・人倫的文化維持からの主張、③犯罪抑止論からの主張、④特別予防論からの主張、⑤被害者感情に応じるために必要 との主張があります。それから死刑制度廃止論には、①人権尊重からの主張、②誤判の可能性からの主張、③国際情勢からの主張、④国家による死刑制度乱用の可能性からの主張、こういったところがあります。このように、いろんな意見があることは事実ですから、しっかりと私は国民的な議論をしていかなければならないと思っていたのです。

4、国民的議論を目指したが

私は法務大臣時代に死刑制度の問題について国民的議論をやりたいと言っていたんですけど、あれはなにも私が個人的に言っていたわけじゃないんです。2009年、政権交代する前の総選挙の時に、manifestoが出されていましたが、そのmanifestoほど大きなテーマではないけれど、政策的に「民主党としてはこういう問題に取り組んでいきますよ」というのが「政策インデックス」として示されていたんです。そこで「死刑存廃の国民的議論を行なう」、それから先ほど来申し上げているような、死刑制度の運用、執行のあり方についても議論をして、「当面の執行停止や死刑の告知、執行方法などを含めて国会内外で幅広く議論を継続していきます」と書いていたんです。

先ほどの「死刑の在り方についての勉強会」であって、私にとってみれば最初に出た第8回の勉強会で、私は次のように言っております。

「国民の皆さんが、死刑制度に関する国際的動向や先進諸国の中での我が国の独自性について十分な情報を持った上で、日本の考え方が先進国の一員として国際的にも理解、納得してもらえよう議論を国民のみなさんに展開して欲しいと願っています」。

まず、「知らない」という人がものすごく多いんですよ。それだけ情報が伝えられていない、あるいは伝えようとしてこなかったんですね、前の政権は。だからそういう情報を持ちましょうねと。

「世界各国では死刑廃止が広がっている状況の中で、我が国の独自性あるいは特別な立場をあくまでも主張し続けていくのか、或いは、どのようにすれば先進諸国に理解・納得してもらえるのか」。

これを議論しようじゃないかと。もし、これを世界各国に説明できる状況にないと思ったら、それはやめるしかないですね、という道筋なんです。そのための国民的議論をしていきましょう。

それで最後に申し上げたことに繋がるのです。「死刑の在り方についての勉強会」というのは法務省の中に作ったんですね。中に作ったものでも、別に外に公開しないというのではなかった。だから法務省の中だけで議論するとき、法務省の中だけではなくて、マスコミや一般の人たちも入れて行うときと分けてやっていたんです。ですから、この「真に『国民的な議論』が行われるためには、本勉強会の今後の進め方や本勉強会以外の機会の持ち方についても、しっかり検討をしていく必要があると考えていますので、皆様方のご理解とご協力を宜しくおねがいします」と言ったんです。

なぜかという、第10回の勉強会というのが法務省の中でありました。その時のテーマは「イギリスとフランスの死刑制度廃止の経緯について」。大学の先生を一人ずつ呼んで、マスコミの人にも公開してやっ

たんです。翌日の新聞記事に出してくれるんじゃないかと思ったら、どこの新聞社にも、ひと言も、なにも書いていない。そういう状況だというのは、うすうすその時から分かっていた。誰もこんなこと(注:「死刑制度の在り方についての勉強会」のこと)をやっていると知らない。わざわざマスコミを呼んでやったのに、ひと言も書いてない。これはいかんなど私は思って、ここに書いてあるように予防線を張って「本勉強会以外の機会の持ち方」と言ったんです。これをやろうと思いました。

最初は、法務省にある法律制度に関する政府の審議会、法制審でやろうと思ってたんです。ところが、法制審は、「ある程度結論が出るような、あるいはもう“こういう結論を出そう”」というような状況になってやるのであって、これからどうしようかというような状況でやる審議会ではない」と言われました。「それなら有識者会合をやろうじゃないか」ということで、有識者会合を作ろうと思って動き始めたんです。

その時によく分かったことがありました。例えば、有識者会合のメンバーとしてどういう人を選ぶかという、賛否両論必要ですよ。それから中立的な人も必要ですよ。死刑制度廃止論者はたくさんおられるんですよ。瀬戸内寂聴さんとか、中山千夏さんとか、みなさんよくご存じの辺見庸さんとか、たくさんおられる。でも死刑制度維持論者があまりいないんですよ、有名な人ではね。学者とか弁護士とかそういう人の中にはいますけれど。有名な人では、櫻井よしこさんとか、そういう人しか出てこない。それでどうやってバランスを取った人事にしようかなと思って悩むぐらい、実は世の中でいろんなことを言っておられる人のなかには、「廃止すべし」という人のほうが、やはり多いんですよ。

この有識者会合を作ろうと思って、ちょうど2012年のお正月から動き始めて、1月の中旬にベトナムに出張に行っていた時に、野田総理から電話がかかってきて、「平岡さん、今度内閣を改造するんですけども、平岡さんには大変ご苦労なんですけれども、交代してもらえませんか。」「ああ、そうですか。分かりました。いろいろとお世話になりました。ありがとうございました」ということで終わってしまった。そのあと、僕は小川法務大臣にも、「私はこういうことをやってきました」ということで引き継いだんです。「死刑の在り方についての勉強会」については、「私は、これはもう死刑執行の問題についてやろうじゃないか、と考えていた」と。そして、「死刑制度そのものについては、有識者会合でやりたいということをやろうとしていたんですよ」と。「小川さんにもぜひそれをやって欲しいと思うけれども、小川さんの考え方もあるかもしれないから、あんまり強く言えませんが」と言っていたら、もう、大臣を交代して2カ月ぐらいで、1回も「死刑の在り方についての勉強

会」は開催されることなく、報告書を出しておしまい。そのあと死刑の執行が行われてしまったということです。ある意味では、それは小川さんの責任ではなくて、民主党政権全体というか野田政権全体の問題だったのかもしれない。

杉浦正健さんという自民党の法務大臣だった人も死刑執行しなかった人なんですね。彼は宗教的信念があって死刑廃止論者だったんです。私は国民的議論をしなきゃいけないという立場でやっていた。その人たちが参加する会議で、アメリカのニューメキシコ州の知事が、私のことについて、「フランスのバダンテール司法大臣が、フランスで死刑制度を廃止した。それに匹敵する日本の法務大臣たろうとした平岡秀夫さん」と言ってくれたんです。しかし、そのあとに立った私は、水を差すような発言をしたと言って田鎖さんに非難されたんですけど、「一法務大臣でできる話じゃないんです、これは」と言ったんです。フランスもバダンテールが死刑をやめたんじゃない。ミッテラン大統領が“死刑を廃止する”ということを公約に掲げて大統領に当選して、それを実行するために、バダンテールを司法大臣として使って、実現させた。それぐらいフランスにおいても大きなテーマとしてやっていた。死刑を廃止する条約に参加するときのモンゴルの大統領の演説、それから金大中、陳水扁。これらの例にみられるように、いずれも国のトップが腹を固めていかなければいけなかったし、これからもそうでしょう。その時には実際に法務大臣も、それはしっかりした理論構成や、いろんな問題に対応できるような、能力をもった人がやらなければいけないと思いますけれども、でもやっぱり、死刑制度の廃止はそれだけ大きな問題だというふうに思います。ご清聴ありがとうございました。

質疑

質問1 法務大臣時代に、死刑執行を迫られたということですが、具体的にどういうふうに迫られたのですか？

平岡 迫られた場面というのは法務省のなかで、法務官僚との間と、それから国会での議論の中と、いろいろあるわけです。ここで私がご紹介したのは、国会の中でした。先ほどもちょっと言いましたけれども、「刑事訴訟法のなかに“6カ月以内に死刑執行しろ”と書いてあるじゃないか」「執行は大臣の職務・職責なんだ」「なぜそれを実行しないのか」と。これは後藤田さんが使った理屈なんですけど、「死刑執行するつもりのない人間は、法務大臣になってはいけないんだ」というのが後藤田さんの理屈だったのですね。彼らは、

「執行するつもりがないのならば、受けるべきではなかった。なぜ受けたんだ！」と、こういう責め方だったと思います。

組閣後の最初の記者会見のときに、法務大臣は必ず「死刑の執行はどうされるんですか？」と聞かれるんです。私が答えたのは、「私は死刑廃止論者ではありません。しかし今の世界の潮流と日本の国民の意識との間にどんどん乖離が生じてきているなかで、死刑の問題については、やはり国民的議論をしなければならぬ時期に来ていると思います。これをまずやりたいんです。ただ、個別の死刑の執行の問題については、その都度、慎重に考えていきたい」というようなもので、非常に常識的なことを言っていたんですが、それでは許してくれないのが当時の政治状況であったわけです。ですから、どんどんいろんなところの揚げ足を取るような感じで、さっきも言ったように「なぜ受けたんだ」というような話で責められたということがあったということです。

質問2 秘密保護法が成立してしまったら、死刑制度にどのような影響があると思いますか？

平岡 秘密保護法の問題もやはり人権と非常にかかわってきているんじゃないかと思います。秘密保護法そのものが、ある意味では、上から、国家から目線の話が中心になっていますから、人権問題について言うと、非常に後退してしまうのではないかと思います。1985年ぐらいに「スパイ防止法」や「国家機密法」が出たときの罰則には、死刑もあったんです。それはいくらなんでもひどいのではないかということで、死刑がなくなったところで、また提案して出されたという経緯があるんです。1980年代にね。逆に言うと、今回秘密保護法が最高10年の刑で出てきていますけれども、もしこれが通って、国民がだんだんぬるま湯に浸かって慣れてきたら、最後は死刑まで刑罰として盛り込んでこようという動きが、今の政権であり得ないとは誰も言えないような、そんな感じがします。最後は人権問題というのと、どう秘密保護がうまくかわりあっていけるのかなという、そういう問題だと思っています。

質問3 死刑執行の現場の情報にアクセスできないのでしょうか？

平岡 これは法務大臣としてできないのか、あるいは一般の国民を含めてアクセスできないのか、その両方の面も、もちろんあるかと思いますが、死刑執行報告書の内容はどう扱われているのかという、死刑執行の問題についてのお問い合わせがありました。私も法務大臣時代に、死刑執行する場所、東京の拘置所に

◇死刑廃止チャンネルは <http://www.forum90.net/>

行ってみました。千葉景子さんは執行する場面にも立ち会ったと言っておられますから、それを見たんだろうと思いますが、そういう場面を見て、刑を執行する場所についてはマスコミにも公開されたということがあります。死刑執行の報告書というのはどれだけ詳しいものが作られているのか、私の在任中は見た事ありません。死刑執行しませんでしたから、そういう報告が上がってくる立場ではなくて、むしろ自分が問題意識を持って、「あの時の執行はどういうふうに行われたとか、そういう記録はあるのか」「それを見せてくれ」と言えば、あったのかもしれないし見られたのかもしれないけれども、残念ながらそこまでは私は接する機会がございませんでした。

質問4 死刑廃止は法務大臣の意向だけでできるものではないというお話でしたが、処遇の改善については、法務大臣の権限があれば実現できるものがあつたのではないのでしょうか。

平岡 これは、確かにないことはない、いろんなことができると思います。法律改正を要する部分があるかもしれませんが、法律改正をしなくて、運用でできる部分もあるかもしれません。例えば私は、死刑囚に対する医療行為がどのように行われているのかということの報告を求めたことがあります。それを見ると、ちゃんとした報告書が出てくるんですね。「こうやって、こうやっています」という。じゃあ、これをどう改善したらいいのかということ、自分で考えてやるということはなかなかできなくて、それなりの知識の集積とか、議論の集約とか、そういうものも必要になってくるだろうと思います。もっと簡単な例で言うと、ものの本によると、死刑執行は、当日の朝に告知をして執行する、となっている。なぜそうなっているのかということ、かつては1週間ぐらい前に告知していたけれど、その死刑囚が告知されたあとに自殺してしまったということがあつたので、告知した後に時間的余裕を与えるといろんな問題が起こってしまいかねないから、当日の朝にしましよと変わったという話

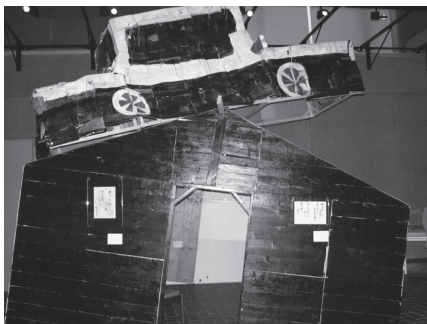
があります。このことについても、当日の朝というのは、いかにも人権的に問題があるから直すべきだと国際的にも言われているんです。アメリカでも事前に告知をして、そのあと、家族とか自分の会いたい人に会えて、いろんなことができるという仕組みになっている。どっちがいいかという話は、それは事前にやったほうがいいんじゃないかと常識的には思うんだけど、そういう過去に発生した問題にどう対応していかなければならないかということも合わせて整理していかないといけないので、一大臣が「俺はこれがいいので、こうやってくれ」と言ったって、なかなか動かない。やっぱりみんなの議論の結果として、こういうふうにしましよというのが出てこない現場が動かないということがあります。そういう議論を本当は、「死刑の在り方についての勉強会」で、今までは死刑の存廃、存続か廃止かの問題を中心にやってきたけれども、その問題は有識者会合でやって、執行の面、確定死刑囚の処遇の面については、「在り方の勉強会」で、省内で行うものでやりましよう、と言ったところで私が終わってしまったということで、それ以上できなかったということで、そこは大変申し訳なかったと思います。

ひと言付け加えさせていただくと、民主党の中で死刑制度を検討するワーキングチームというのがあつたのです。今野東さんという方がその座長をやっていた。難民問題にも非常に熱心に取り組んでおられた方で、仙台のラジオのパーソナリティもやっておられ、仙台では非常に有名な方です。彼が死刑問題についての民主党のワーキングチームの座長をやっておられた。彼にもいろいろ相談しながら、どうやって進めていこうかとやっていました。その彼が今年の4月に間質性肺炎で亡くなられたんです。そういう方も亡くなってしまつて、死刑問題についてはリベラル派的な国会議員がいなくなつてしまったので、しばらく足踏み状態にならざるを得ないのかなという気は致しますが、こういう確定死刑囚の処遇問題等についてもしっかり取り組んでいかなければいけないと思っております。

大道寺幸子基金の絵画、各地で展示

東京上野の東京都美術館ギャラリーAで開催されたThe Humanisation展、プレヒトをもじって「今日の世界はアートで再現できるか」という試みだが、そこに大道寺幸子基金に応募された響野湾子さんの二点の作品も展示された。

会場にはさまざまな作品がおか



れているのだが、屋根にパトカーが座礁して載っている小屋の入り口ドアの両側に一点ずつ展示。会場の作品群のなかに見事に収まっている。それぞれの作品が現代社会と切り結び、面白い展示会だった。

京都の東本願寺接待所ギャラリーでも「いのちの表現展 己が身にひきくらべて、殺してはならぬ。殺さしめてはならぬ」と題して1月20日まで展示される。

絵画作品だけではなく詩歌句もまた軸物にして展示されたのが目新しい。途中で一部入れ替えがあるとのこと。(F)



死刑廃止に一步でも近づくために

安田好弘 (弁護士・フォーラム 90)

◆以下に掲載するのは12月21日、文京区民センターで行われた執行抗議集会の発言である。

みなさん、こんばんは。執行があったのが12月12日です。私どもは、年に4回執行するだろう、やるとすれば12月だろう、12月であれば、12月に入って最初の週ないし次の週ではないか、そしてこのところ木曜日に執行していますから、木曜日じゃないかという感じで、皆さんとともに、誰が危ないかということも検討してきました。けれども実際、谷垣法務大臣の死刑積極主義、つまり何の躊躇もなく死刑を執行するという状況の中では、死刑確定後6カ月が経過すれば、皆さんが危ないという状況です。執行の前日、マスコミの人たちと情報交換をしました。「明日、つまり12日が極めて危険ではないか」という話がありました。実際、12日の早朝ですけれども、「今日は確実にやられる可能性がある」というような話も飛び込んできました。もっとも、具体的に執行があるという情報が入ってきたのが午前9時半の段階です。どなたが執行されたのかについては、10時直前に判明したわけです。

12月10日は「世界人権デー」の日です。これは、国連で1948年に世界人権宣言が採択されたことを記念して、その2年後の総会で毎年12月10日に記念行事を行うことが決議され、法務省もこれにのって、12月4日から12月10日までを人権週間として、人権の啓発活動をやっています。特に12月10日は、「人権デー」と言って、この日は人権についても一度社会全体で考える日にしようと思われはやっているわけです。

しかし、実はこの12月10日ないしこれ以前の人権週間の期間に、法務大臣は死刑執行の署名をしているわけです。世界人権宣言を条文化したものが国際人権規約ですが、そこでは「この条のいかなる規定も、この規約の締約国により死刑の廃止を遅らせ又は妨げるために援用されてはならない」と定めて、加盟各国に死刑廃止を、少なくとも死刑回避をすべきことを義務づけ、そしてその追加規定として死刑廃止条約が成立し、国連総会では何度も死刑の執行を停止して死刑廃止に向けた努力をするようにとの決議がなされています。にもかかわらず、彼らは死刑を執行するのですから、彼らの言う「人権」というものがどういうものなのか、ここにいる方ならお分かりになるだろうと思います。欺瞞と言うほかないと思います。

不幸な生い立ちと重すぎる量刑

東京拘置所で藤島光雄さん、大阪拘置所で加賀山

領治さんが執行されました。藤島さんについては、最高裁、再審の弁護人であった秋田一恵弁護士が見えていますので、いろいろ話していただこうと思っています。私も藤島さんの件はたいへん気になっていました。この人は1986年3月6日と11日、山梨県と新潟県で、短期間に殺害行為を行なっているわけです。最初の被害者の人は、藤島さんの育ての母と言われ、それから11日の被害者は友達として付き合っていたと言われており、いずれも近い濃密な人間関係があり、いずれについても誤解に基づき殺意を抱くに至ったとされています。殺害方法も、縛り付けた被害者を浴槽に逆さまに入れて押さえつけ溺死させるという、特異な行為を行っています。彼は当時20代後半でしたが、幼児虐待を継続して受け、そこには人格の未成熟の状態がうかがえるわけです。虐待が人の発達に与える影響や脳の成長に与える影響が明らかにされつつある昨今であれば、彼の持っていた心理的、あるいは精神的な問題がもっとも明らかになり、死刑という判決はあり得なかったのではないかと思います。

そして加賀山さんについては、一審の段階で弁護人であった方からのメッセージが寄せられています。ぜひ、お読みいただければと思います。加賀山さんは、大道寺幸子基金に対して再審支援金の応募をし、私どもは、今年、加賀山さんに10万円の援助を決めた矢先だったわけです。アンケートにもありますけれど、「再審を予定している」と。来年、年が明けて1月に、一審の弁護人であった徳井さんに拘置所まで会いに来てもらい、そして話をしたい、という手紙まで出していたわけです。それから藤島さんについても、おそらく過去5回以上、再審を請求していただろうと言われており、それから恩赦の出願もしていて、その恩赦の出願がちょうど切れた、年が明ければ再審をもう一度やろうと準備していた最中だったようです。

加賀山さんについて、私も判決を見たのですが、2008年2月1日、DDハウス、これは梅田駅の近くにある商業施設ですが、ここで1人を死亡させ、そのあと自首しているんです。自首してDNAを採取され、そのDNAが、その時から8年前に起こった中国人留学生強盗殺人事件の犯人のDNAと一致したということで再逮捕されるわけです。いずれの事件も、最初から殺害を目的としているわけではなく、例えば中国人留学生の場合ですと、共犯者と2人で、もっともその共犯者は捕まっていないのですが、町を歩いている留学生のカバンを強取る。ところが、被害者と目撃者に追いかけられ、追い詰められて、

もみ合いとなり、その最中にナイフで刺してしまい1人を死亡させてしまう。それから、DDハウスの件ですけれども、これは最初、彼は窃盗をしようと準備をしていたところ、それを見やぶられてしまって乱闘になり、その乱闘の最中に相手を死亡させてしまったという経緯です。彼は、両方の事件について殺意を否認していました。後者の件では、強盗の故意も否認していました。この人は、寝るところも泊まる場所もなく、その日の食費にも事欠く極貧状態の中で、窃盗を思いついたわけです。

私たち死刑事件を弁護している人間からしますと、例えば藤島さんのケースですと、これは、いわゆる単純殺人の2人のケースで、なおかつ動機もあまりはっきりしない。責任能力もあるかどうかははっきりしないというような状況ですから、おそらく死刑は回避される可能性が高かったんだろうと思うんです。加賀山さんのケースについても、計画的な殺意があったわけでもありませんし、強盗を計画していたわけでもない。特に自首しているわけです。自首の場合ですと、任意的減刑の対象にもなります。同じく、死刑は回避される可能性はあったと思います。ですから弁護人の感覚からしても、死刑の量刑はもともと重かったと思うんです。しかも藤島さんの場合ですと、1986年3月に事件が起きて、87年の7月に地裁の判決がある。1年とわずかの期間で死刑判決が出ているんですね。そしてもっとひどいのが高裁です。7月に地裁の判決があって、翌年の12月に高裁の判決がある。こういう拙速な裁判であれば、藤島さんの生い立ちとか家庭環境、あるいはその日の心理状態、精神状態などは、ほとんど吟味されずに終わったのではないかと。加賀山さんのケースを見てみるともっとひどくて、2008年2月1日に事件を起こして、2月8日に自首しているんです。ところが一審の判決は、ちょうど1年後。2009年の2月に死刑判決が出ている。そしてさらにそのあとですけれども、2009年11月11日、地裁判決からわずか9カ月で高裁の判決が出ている。事実関係、あるいは情状関係を吟味するのは一審と二審だけなんです。最高裁は憲法違反や判例違反に限定して事件を見ていくわけですから、この人が一体何をやったのか、そして何故やったのか、さらにこの人にどういう責任を追及できるのか、どう責任をとるべきかは、一、二審でしか審理の対象とならない。その一、二審がこんなに短い期間で処理されてしまったということ。そもそも死刑が極めて重い刑罰で、しかも絶対に誤ってはならない刑罰であるのを、こんなに短い時間で処理してしまうということ自体、弁護人のまともな弁護を受けることができたかどうかを含めて、日本の死刑制度の抱えている問題だと思うんですね。こういうふうな短い時間で事件を処理するということは、今でも続いているわけで、これは弁護人も含めて、もういっぺん、死刑事件の弁護のあり方、審理のあり方について、根本的な問い直しが必要だろうと思います。

しかし、そういう、このおふたりについての欠陥

弁護・審理・判決があつたにもかかわらず、これについて谷垣法務大臣は、弁護士であつたわけですから、気づかないはずはないのですが、「精査した上で結論を出した」というわけです。とりわけ加賀山さんについては、確定してから1年4カ月。こういう短い、拙速な死刑執行だったわけです。彼は、法務大臣としてだけではなく、弁護士としても失格だろうと思います。

拙速な死刑の執行は、今年に入って2回目です。この前は4月の執行だったのですが、この時も1年4カ月で執行しているわけです。このことからすれば、法務大臣は、早く死刑を執行するということを意図的に行なっていると言っていると思います。

年4回の執行を実現した法務省

今回の執行をもう少し考えてみたいと思います。これで年4回目の執行です。年4回の執行というのは、法務省がかねてからやりたかったことです。年5回とかそれ以上であれば、拘置所の能力を超えてしまうんですけれども、4回であれば、今現在131名の死刑確定者をどんどん減らして行って、「死刑執行しない」ということへの非難を回避することができるかと彼は考えていると思うんです。過去、確かに1年間に5回執行があつた年がありました。例の、鳩山・保岡・森という3人の法務大臣が1年のうちに連続して交代していく。そして3人ともウルトラ死刑推進派ですから、この3人が年5回やったということが、2008年にあつたわけです。しかしそれ以外では、最大でも年3回。見てみますと、例えば2000年から2006年までは年に1回だけだったんですね。それから2007年になって3回。先ほど申し上げた2008年には5回だったのですが、そのあと2回、1回、そして江田さん、平岡さんが頑張ったゼロの年があつたんですけれども、そして2012年に3回と。つまり法務省は5回という異常なことはあつたんですけれども、年4回執行するというのをやれてこなかったんですね。これはやっぱり法務大臣の抵抗があつたんだろうと思います。

しかし、今年はスケジュール通りに4回やった。なぜスケジュール通りかといえば、執行した月を見ていただければ分ると思うんです。2月、4月、そして9月、12月と。つまり今回の執行の前が9月だったということが、もう1回やることを予定したうえでの9月の執行だったわけですし、9月の執行の前に4月にやったというのは、9月に執行するための4月だったわけです。ですから、2月に執行をした段階で、もう今年4回やるということを決めて、そして今までやれなかった年4回の執行を、これで実現したと言えるんだと思うんです。とりわけ、3人、2人、1人、2人と執行された人の人数を見れば、とにかく4回執行することが目的であつたことが明らかです。つまりこれは、谷垣法務大臣が過去のどの法務大臣よりも法務省に言われるままの法務大臣であり、かつウルトラの死刑推進論者

であることを如実に示しています。特に、年4回も死刑を執行できるというのは、通常の間感覚を大きく逸脱していると思います。彼は、死刑執行に何らの痛痒も感じないばかりか、そこには異常な性格さえ疑わしめます。法務省は、死刑についての積極政策を全面的に実現したわけです。

死刑廃止に一步でも近づく運動を

こういう状況の中で、私たちは、近い将来、大変厳しい局面を迎えざるを得なくなってきたわけです。年4回執行されるとなると、1度に3人執行されるとなると、12人の人が犠牲にされるわけです。現在、130人ですけれども、85人の人が再審請求をしている。残るは45人。現在でこそ、再審請求、あるいは恩赦の出願をしていけば死刑執行はされないとされていますけれども、いずれ近い将来に、再審請求をしている人、あるいは恩赦を出願している人に対して死刑執行が行われる。このような人たちに死刑が執行されるということは、もう死刑を回避する手段が、完全に奪われてしまう。私たちはいよいよ、そういう厳しい局面にさらされていると私は思うわけです。「彼らは、死刑執行を妨害している」という論理で、襲いかかってくるでしょう。

こういう中で、私たちが一体何をやっていくか。谷垣法務大臣は、今回の死刑執行後の記者会見で、「死刑には国民の支持がある」、「死刑維持に変化を迫る情勢はない」と言い切っています。つまり、日本の世論は死刑支持であるから、死刑は維持しなければならないと言っているわけです。もともと世論調査にはたいへん大きな問題があって、誘導的であると私たちは批判しているわけですが、しかし現実には日本の中で死刑を支持する人が多いのも事実ですし、そしてそれに比べて、死刑を廃止しようとする私たちの声は極めて小さいのも現実なわけです。こういう状況の中で、谷垣法務大臣のこういう考え方を、どうやって変えさせていくか。あるいは、こういう法務大臣が現に存在し、死刑執行しようとしていく状況を、どうやって変えていくかということを真剣に考えていかなければならないんです。世論の多くが死刑を支持しているということは、逆に言えば私たちの死刑廃止の声が小さいということであるわけですし、死刑廃止運動がまだまだ脆弱であるということの裏返しだろうと思うんです。

結局、私たちは死刑廃止運動をより強くより広く、展開して行かなければならないのですが、死刑廃止運動と言っても、いろんな局面があると思うんです。また、いろんなやり方や考え方があるのだらうと思います。私自身は、質的な広がりと言量的な広がりというのを死刑廃止運動で考えていかなければならないと思っています。質的な広がりというのは、空間的な広がりであり、また政策的な広がりであると思うんです。空間的な広がりというのは、いま私たちが少しは手をつけようとしている、死刑廃止を訴える集会をするだけではなくて、映画祭あるいは

表現展とか、いろんな場面で死刑廃止につながる催し物とか集会をやって、死刑廃止の考え方を少しずつ広げていくという多面的な動きがそうなんだろうと思うわけです。

そして、政策的な広がりも持たなければならないと思います。死刑廃止というのは単純に政策の問題です。究極的には国会で実現される問題です。そうだとすると、死刑廃止を目指す政策的な広がりを、私たち自身が持たなければならないと思うんです。死刑廃止というシングル・イシューではなくて、死刑廃止の人からしか支持を受けない政策ではなく、例えば死刑確定者の権利の拡充とか、あるいは死刑に直面する人たちの刑事裁判における権利の拡大、例えば死刑執行の前に、死刑執行の事前告知を受ける権利をまず獲得していくとか、恩赦を権利として実現させるとか。あるいは、裁判の全員一致制とか、そういう多面的な政策を展開しなければならないでしょうし、それから死刑に代わる最高刑、つまり終身刑を導入するということがはっきりと打ち出していく必要があるだろうと思うんです。「死刑は必要だが終身刑があってもいいのではないか」、「終身刑であれば、あえて死刑は必要がない」という人たち、「死刑は必要だが誤判があってはならない」という人たち、そして「死刑は必要だが権利の保障がおろそかになってはならない」という人たちと、力を合わせることができる政策を掲げ、働きかけを強め、運動を広げていくことが必要だと思います。いずれにしても、現在の死刑制度を流動化させる運動が必要だと思います。

こういうことをやっていくことによって、この厳しい状況を切り開いていく必要があると思うのですが、いずれにしても私たち死刑廃止フォーラムが1990年から延々とやって来ても、なかなかこの状況は変わらないし、より悪くなっている。とすれば、もう一度、頭の中を切り替えて、ゼロからリセットして、運動を再スタートしなければならないと思っています。これは、皆さんと一緒に話していきたいと思っています。

とりわけ、私たちは一生懸命頑張って死刑廃止議員連盟を支えてきたし、作ってきたわけですが、それも機能不全になっている。もう一度、国会とつながるチャンネルを作りなおさなきゃならないと思いますし、私たち自身が、他の多くの人たちと一緒に運動をやっていくチャンネルも作りなおさなきゃならないだろうと思っています。そういうふうにもリセットしたいと思っていますので、ぜひいろんな議論をさせていただこうと思います。とにかく、このままの状況を何とか変えていくために、力をあわせていきたいと思っています。死刑廃止フォーラムは、死刑廃止ができるという前提に立った運動でした。しかし、死刑廃止ができないという前提に立った運動、つまり死刑廃止に一步でも近づくこと自体を目的とした運動を考える必要があるのではないかと思います。

彼と同じ環境に育っても自分は犯罪をしないと云えますか？

秋田一恵 (弁護士)

生きてる価値がない？

寒いなか、皆さんお集まりいただきまして。藤島さんも、こんなに注目されるの、彼大好きですから、すごくよい弔いになると思います。

彼は非常に人懐っこい子でした。「子」と言っちゃ悪いんですけど。私より年上ですが、いつまでたっても子どもみたいな人でした。だから、おそらく皆さんがお会いになったとしたら、藤島さんは好感度が高いと思います。ただ、心の中はものすごく深い闇を抱えていました。でもそれはあたりまえです。まず、第一点として、彼は死刑囚なので、「更生の余地がない」と言われた人間です。どんな人も「更生の余地がない」と言われた瞬間に、人間性を失うと思います。どんなに素晴らしかった人でも、人懐っこい人でも、「あなたは生きてる価値がない」と国家から何回も何回も言われたら、人間性を失うと思います。そのわりには人懐っこかった人です。

だけど、彼が「生きてる価値がない」と言われたのは、裁判だけではないのです。生まれた時から言われていました。彼のお父さんがどんな人か、彼自身も知らなければ、お母さん自身も知りません。お母さんは、いわゆる娼婦のような仕事をしていました。だから複数の男性と関係があったので、果たして父親が誰だか分かりません。今は、家族というのの多様性を少しずつ認めるようにはなってきましたけれども、日本の国というのは家族観が非常に封建的で、まして彼が生まれた1958年という年は、右肩上がりの高度成長期です。基本的に核家族というのが王道の家族観の中にありまして、お父さんとお母さんが揃っている家族。離婚もまだ少なかったです。母子家庭や父子家庭も少なかったです。お父さんたちはサラリーマンが多くて、郊外の戸建ての住宅をサラリーマンの給料で買えるか買えないかと言って、右肩上がりの経済成長のなかでローンを組むことができます。そういう時代です。彼はその中で、非常に貧しい育ちをし、お父さんも分かりません。学校教育の現場で、あたりまえのように保護者欄に父と母と書かれている時代に、父の名前を、自分も分からなければ母親も分からないという人の気持ち。どんな気持ちだか、皆さんも想像していただけたと思います。それでも彼は、小学校は何とか通っていましたが、彼を育てたのは母親でもなければ、ちゃんとした家族ではないです。基本的には施設と母親とお母さんのお母さん。祖母の間をたらい回しにされていました。そして彼の記憶に非常によく残っていることが、お母さんとお祖母ちゃんとが二人して、「こんな子は育てたくない」とお互

いに言いあって、この子の面倒をいかに見ないかという会話をしていたことです。もちろん、彼が嘘をついていた可能性もゼロではありませんけれども、どう見ても、望まれた子どもじゃないことは分かります。どう見ても、お母さんやお祖母ちゃんが、「この子が可愛くてたまらない」という扱いをしていないということも分かります。そういう育ちかたをしている。

体操選手で遠藤選手というオリンピックの選手が昔いました。相当前だと思います。私はまったく記憶にないんですけど、その遠藤選手が出身の施設に彼は入れられました。私はその施設にも行きまされたけれども、立派なオリンピック選手である遠藤選手の写真があって、施設出身でも、ちゃんと成功する人もいるんだよ、という写真がありました。とはいえ、遠藤選手以外は貼っていないので、おそらく、その時代に施設出身でこんなに成功してますよと言える人はそんなにいなかった。私はその時、藤島さんと同じ施設出身のお友達というか、同期生の方ともお会いしてお話をしました。やはり施設の生活ってすごくさびしくて、お父さん役とかお母さん役の人というのはほとんどなくて、何十人の中に、たった一人、お母さん役の人がいるんだけど、みんな取りあいまいたいになってるんですね。ちっちゃい子たちって自分だけを見てもらいたいと思っているから、あの施設の環境の中で、充分愛情を受けたかという、やはりみんなが愛情飢餓状態。私は自分の目で見てきましたけれども、施設には良い先生もいらっやいました。藤島光雄さんのことを心配してくれていた先生もいました。だから、施設の先生たちの中には、藤島さんさびしいんだろうなど思いながらも、けどこんなにたくさん子どもがいるから、一人にだけ手をかけられないのよという思いを持っていた方たちもいたと思います。だから、彼を全否定されたとは、私は強調するつもりはありませんが、そういうわずかな善意の人たちがそここにいたとしても、彼の人生の根本であるところには、お父さんの名前は分からない。お母さんとお祖母ちゃんからは厄介者扱いされる。施設に追いやられる。施設では一人の保母さんみたいな役の方を、何十人かで取りあいをする。学校の成績は、知能が小学校4年生程度という知能指数になっていますので、学校の中で先生から目をかけられるという子ではない。当時の学校というのは、もう中教審の答申が出ていましたので、5%ぐらいの頭脳労働者と、10%の中間管理職になれるかどうかの労働者と、残りは普通の労働者でいいんだというようなことを学校

自体が文部省自体が、人をそうやって格差を作って競争社会の中にまい進して行こうという時代ですから、小学校4年生程度の知能指数で施設から通っている彼が、学校の中で先生から特別可愛がられる存在ではないということも分かると思います。

事件のうらに見える虐待の経験

想像してみてください。家族からも学校からも、どこにいても、「ああ、いて良かった」「生まれてよかった」「あなたは価値があるよ」って一度も言われないで育ったんですよ。それにプラス、虐待を受けていました。その虐待はどんなことかという、一つは性的虐待です。お母さんが四六時中、男の人となにかやっているのを、彼は目の前で見ていたわけですね。だから彼は非常に歪んだ男女関係というんですかね、そういうものを頭の中に刷り込まれています。それから、虐待の仕方っていろいろバリエーションがありますけれども、肉体的虐待で彼がもっともよく覚えているのが、水に沈めて息ができないようにさせられること。そして、この方法が、いわゆる彼の殺害方法なんですね。だから弁護士の言う、上告審で初めて児童虐待を真正面に据えて、責任能力や判断能力が無いんじゃないかというのをやった事件であることは確かです。しかし1990何年という、児童虐待とかそういうことが日本ではようやく話題になるかならないかぐらいの時期だったので、文献も少なく。こちらが再審をやるときは、向こうのものを縦にして。今はもう横のものを横ですけれど、要するにアメリカの文献などを使って、児童虐待が脳に及ぼす影響がどうかと、いじくりまわしました。けれど、はっきり言って、やってる弁護士の私ですらよく分かっていないことをやっていますので、説得力が無いと思われても仕方がなかったかもしれません。ただ、今の時代だったら、例えば「虐待を受けた子は海馬が縮小している」とか、「記憶や言動が病的である」とか「人格形成上、発達ができていない」というのがMRIとかCTで見て、物理的客観的に立証できるかもしれないんですね。でもその当時はそれが非常に難しく。

私が関与したのが、実は上告趣意書が出た後なので、しかも上告趣意書が1ページ程度で、「まだ若いから、更生の余地があるから何とかしてやってくれ」というだけの無茶苦茶な上告趣意書でした。これを補充書で書けと言われても、非常に厳しい状態で、責任能力とか判断能力を争うのは土台無理な、法的にはなかなか無理な時に、私は彼の弁護人になったわけです。ですからもう20年以上になるわけです。そういう立場に入ったとはいえ、普通に話している分には世間知のある藤島さんでしたから、あまり知能が低いというふうには思えないんですけども、少し話をしていくと、非常に歪んだ男女観とか、愛情飢餓状態があって、虐待された子どもに特有のしがみつきが非常にありました。だから彼と付き合っただけで支えていこうと思った方たちは、

非常に苦労されたと思います。というのは、彼は愛情がまったく信じられないので、極限まで人を試すんですね。嫌なことや、これでもかこれでもかということをして、それでもまだ自分を支えてくれるのかと試すのが好きなんです。そういうことをされると、私なんかは駄目ですけども、通常、死刑囚を支えようと頑張っている方たちは、非常に人間ができていてくれる方ですけども、その人間ができていても、「もういい加減にしろ」と嫌になっちゃうわけですね。そういうところはあります。でも、分かりますよね。もし私が生まれた時から「お前なんか生きてる場所ないんだよ」とずっと言われ続けたら、やっぱり、自分のことを支えてくれると言われても、「どうせ嘘でしょ」とか「どうせ下心があるんでしょ」とか「やっぱり常に騙されているんじゃないか」とか、そういう気持ちになると思いますので、試すというのは正しいやり方でもなんでもないんですけども、彼の性格の中の一つに入っちゃった。

そして殺人の動機も、実はその「愛情の試し」なんですね。というのは、彼女ができて、彼は彼女を追いかけるわけです。ストーカーみたいなことをして。それでおばさんが、彼女の居場所を知っているのに教えてくれない。「俺の恋路を邪魔するな」というので沈めちゃうんです。けっこう残酷な沈め方はしましたけれども、動機としては分かりやすいんですよ。そういう意味では、例えば、秋葉原で何人も殺したという、皆「なんでこんなことをしたんだろう」「わからない」とかっていうような、そういうものではなくて、愛情飢餓状態の人間が本当の意味での愛情ではなく、支配とかコントロールしたいという気持ちでしょうけれども、彼女ができて、その彼女の居場所を、彼女が嫌いになっちゃって、他の人のところに行っちゃうと。嫌いになっちゃって、居場所を教えてくれないじゃないかと疑心暗鬼になって、沈めちゃう。そして、殺されたもう一人の男の方は、彼女が好きな男の人なんですね。それで、彼女を助けるために、ある種、自分が犠牲になるような形で、自ら命を差し出すような亡くなり方をしている。本当に良い方だったんです。

すごい偶然なのですが、その人は私と同じ小学校だったんです。で、私ご遺族のところ、多分会ってはいくれないだろうとは思ったんですが、一応、お線香とお花を持って行って、「本当に申し訳ありませんけれども、お線香を上げさせてくれますか」という話をご両親にしたんですね。そうしたら、ご両親は最初は嫌だと思ったけれども、いいですよと言っていただけて、お家に上げていただけて、お花とお線香を上げさせていただいたんです。

「本当にこんなこと言いつらいんですけども、同じ小学校で学んだ方なので、もちろん、お友達ではなかったから分からないですけども、同じ校庭で遊んだと思います」というようなお話をしたんです。「すごい偶然なんですけど」と。本当に良いご両親で、「あいつ、まだ生きていますか？」と

おっしまったので、「はい。すいません。こんな長く生かさせていただいて本当に申し訳ありません。ただ、長く生かさせるのが私の仕事なので、これからもそういうふうにすると思うんですけども、申し訳ありません」という話をしたら、「最初はもう絶対、こんな奴の弁護をする人なんて顔も見たくないと思ってたけれど、考えてみれば弁護士さん、あんたも大変だよな、あんたが殺したわけじゃないしね」って言うてくれたんですね。良いご両親だなと。だからやっぱり自分が彼女を助けるために、身を差し出して、ああいうふうにお亡くなりになっていただいたんだ、というか水に沈めたのは藤島さんですから藤島さんが悪いんですけども。でもそういう自己犠牲の気持ちを持っていらっしゃる被害者の方だったので、なるほど、ご両親も良い方たちだし、多分ご両親に愛されて育った方なんだろうなという感じがすごかったです。

だから、藤島さんはおそらく、愛された人たち、存在を許された人たちは、心の奥底では嫌だったと思います。「そんなの、おかしい」と。自分の存在は否定されようが他者の存在は認めると口先では言えますけれど、もし自分がそういう人間だったらどうかと言ったら、やっぱり全部羨ましいと思いますし、人殺しするかどうかは別として、嫌だと思いません。幸せとか愛情とかを見せられるのは。だから彼は多分、普通の愛情とか幸せというものを作ろうと思っても作れないだろうし、見せられることも嫌だったんじゃないかなという気がします。それでも、そんなに深く深く自分を分析するタイプではないので、“児童虐待の脳に及ぼす影響”とかを私が持ち出すと、それに固着して、いかに自分は虐待されて、いかに自分は幸せを味あわなかったかということをやたらと繰り返すものですから、やはりそれを見ている人は、「なんだ自己弁護ばかりしているじゃないか」、「反省してないじゃないか」と言われそうな感じなんですね。だけど私は、連合赤軍の永田洋子さんもそうだったんですけども、やはりあの環境に閉じ込められてしまって、一つテーマを与えられて、これで例えば「再審やりましょう」とか「最高裁をやりましょう」と言った時に、そのテーマにその人が固着するのは当たり前なんです。だから同じような歌しか歌わないっていうけれども、そもそも「更生の余地なし」と言って閉じ込めておいて、ものを考えさせないようにしておいて、死ぬのをただ待つだけにしておいて更生するわけなくて。どんどん人間として劣化していくと思います、私は。だから死刑制度が残酷なのは、とにかく「生きてる価値ないよ」って言ったと同時に、その人自身が思考停止になるような環境に押し込むということなんですね。

こんな育ち方をして、犯罪者にならないなんて人がいますか？

運動として広がらないということを今、安田先生

がおっしまったのを聞いて、私はちゃんと運動していなかったのが本当に我ながら何も知識がないし、流れも分かってなかったし、自分自身が何か言えるレベルではないと思いました。12月の藤島さんのことは、まったくぬかっていたとしか言いようがないので、自分自身、何回自分を責めても責め足りません。はっきり言って、何をしていたんだと思いますので。一年かそこらぐらい、藤島さんは「僕、自分でやります」と言ったものですから。彼はよく拗ねるんです。拗ねてみせるので、こっちも慣れてきちゃって、「また拗ねてるな」と。でも多分、救援連絡センターとか安田先生あたりが、やばくなったから私に教えてくれるから、やばくなったと言われるまで何もなくて大丈夫かなと、そういう油断があったことは、本当に言い訳のしようがないです。私自身が油断していました、完全に。だから、確かに彼は確定したのが1995年なので、はっきり言って通常よりは長く生きています。事実も全く争っていないのに、なんでこんなに長く生きているんだというのは、ここでは言えない、いろんなことがあります。それはどこか、死刑の弁護人になった方たちが集まったところで、「実はこんなこともできる」という話はしたいんですが、ここではしません。ここではしませんけれども、あまりきちんと再審一本槍とか、そういうやり方で実は伸ばしてきたんじゃないんですね。ですから、なんとなく、こういう皆さんの集会みたいところで統計を見たり、次はこうだあだというところを、自分自身は勉強せず、ある種、安田さんとかに頼っていた部分がありますので、救援の人が言うてくれたらやりましようみたいところがあったので、そこらへんが我ながら非常に情けなかったなと思っております。反省点を言いだすときりが無いんですけども、自分の反省ばかりしていてもしょうがないので、藤島さんのことに話を戻しますけれども。でも、そんな育ち方をして、犯罪者にならないなんていう人がいますか？ 犯罪者になるか犯罪者の被害者になるのが当たり前じゃないかと私は思います。藤島さんの育ち方を見ていて。

彼の一生については、TBSに一時間のドキュメンタリー番組にしてもらったりもしたんですね。今はないですけども『女神の天秤』という番組で。今回、TBSから「死刑のコメントを下さい」と言われて、「おたくに絶対フィルムありますよ」と言ったら、「知りませんでした。僕が入社したころの話です」と言うから、「そんな昔なんだな」と思ったんですけども、一時間番組にもらって、彼の故郷とか施設とか、全部テレビカメラに入ってもらって、インタビューを取ってもらって、こういう人生を歩んできて、自分が受けた虐待と同じことを殺人でやってしまった人、ということでメディアには取り上げてもらったんです。ただ、私の継続性がなかったのが、また虐待問題がどんどん一般化していったので、その時みたいな目新しさは持ってもらえなかったんですけども。最近、東京新聞が、死刑囚が本当はど

んな人だったのかというのをやっていますので、やっぱり私が出来たことは、そうやってメディアに語りかけて、一人の人間として死刑囚を見て欲しいと。その一人の人間がどんな人生を歩んで、どうやって犯罪に至ったかということについて、少なくともみんなに情報を出していきたいというふうに思うわけです。そうしたら8割の人は、死刑は関係ないと思うからあった方がいいんじゃないかと言っているのであって、一人一人の人生を見た時に、やっぱりただ死刑にすればいいんだという問題じゃないだろうと。藤島さんみたいな人は、「育ち直させる」必要性があったし、「生き直させる」必要があったと思います。

最近、どんどん政治が荒くなっているなと思うのは、格差をどんどんつけていくということは、人がいつでも不安な気持ちにさせられるわけですよ。いつ自分も蹴落とされるか分からない。いつ自分も背中から切られるか分からない。そういう社会的な不安とイライラ感がある社会というのは、やっぱりなにか憂さ晴らししたくなるんですね。ローマだったらライオンと奴隷でよかったかもしれないけれども、それが死刑だと思うんですね。「あんな悪いやつ信じられない」「あんなひどいこと、僕はしない」「私はしない」と言って、石つぶてを投げることによって、一瞬だけ「自分はもうちょっとあの人よりマシだ」という気持ちを味わうために、あの人たちはいるんだと思います。だけど、藤島さんの生涯を聞いただけで、皆さん「私のほうがマシなんだ」と。「私のほうが文句言っちゃいけないんだ」となる。でもそれは石つぶてを投げる方向じゃないんですね。「あんな人でも生きていけるような社会なんだから、自分も頑張ろう」という気持ちになれる社会にしていくという形で、やっぱり悲惨さや貧しさや格差は絶対なくならないと思うけれども、それをプレゼンテーションしていく方法論は死刑ではなくて、その一人一人の人生を見ながら、「あんな酷いのに、なんとか今やっているんだな」と。よく難病ものとかありますけれども、難病ものは全部それなわけですよ。結局みんなはあれを見て涙を流して、「ああ、自分はちょっとだけマシだった」とか、「自分はあんなひどい病気じゃなくて良かった」とって心の奥底で若干思うわけです。それは別に私は否定する必要はないと思うんですね。「あれよりも自分のほうが良かった。だから頑張ろう」とか「あんな状態でも生きていていいんだったら、自分でも生きていていいんじゃないか」とか、そういう存在になりうる人だったんです、藤島さんって。だから理解不可能な、ここ20年ぐらいのアメリカ人の大好きなサスペンスの『羊たちの沈黙』みたいな(注・ちなみに私はあの手は嫌いです)、とてつもない悪辣な犯罪者なんて、日本にはほとんどいないですよ、猟奇的な人なんてね。だから、そういう存在であるというのが死刑囚なんです。自分たちの生きて行くつかえ棒になってくれる人なんです。だから関係ない人じゃ

なくて、こんなに貧しくても、こんなに否定されても、生きていてもいいんだよねっていう存在なんです。みんな欲しいんじゃないですか、そういう存在。私なんかけっこう必要です。弁護士なんか、きっとそういうのが必要だから弁護士やってるんだという人が結構いますよ。自分の存在意義になっているわけですよ、ある種。

だから、上から目線で私は藤島さんのことを考えていなかったの、藤島さんが私に会った時に、私に死体を引き取れって言うんですよ。「先生、誰に死体を引き取って欲しいかって拘置所から聞かれたから、先生の名前を書いておいたから」「なに言ってるの、あなたの死体なんか引き取りたくないよ」って言って。「だけとお墓とか...」「お墓？ 私、自分のお墓も作るつもりないの。私は野垂れ死ぬつもりでいるのに、なんであなたのお墓なんか作らなきゃいけないの」って言って。「だいたい死刑囚なんてみんな嫌われてるんだから、お弔いなんか誰もしてくれないから」って言ったたら、そしたら藤島さん、隣に看守がいて書き取っているんですけど、「見て下さいよ、僕の弁護士、僕のこといじめるんですよ」って。

私はいつもこんな調子でした。なんでこんな言い方してるかということ、そんなところに諦めたかのように引取人の名前を書いたら執行されるじゃないですか。でも、そういう言い方するとまた甘ったれるから、「なに言ってるの」って。でも、これ本音ですよ。私、自分の墓作るつもりもないし、野垂れ死ぬつもりでいるので、「冗談じゃないよ、あなたの墓なんて何で作らないといけないの」って、まったく本音です。死刑囚なんてみんな嫌いだからお弔いもしてもらえないよっていうのもひどい話ですけど、実は現実的に何かあったときのためにお坊さんを確保していたんですね。そうは言っても、そんなこと言えませんから。そういう話をして。その上で「あなたはいいいね」って。「私は基本的には自分のなかでは良いことしかしているつもりはなくて、それなのにある日、過労死か交通事故かなにかで先に死んじゃうかもしれない。あなたは悪いことをして、その上で殺されるってすごく分かりやすいから、やっぱり死刑囚っていいんじゃないの」って言って。そしたら「冗談じゃない」って怒っていましたけれど。

そういういじめ方を私はしていました。だから心の奥底で、みなさんが優越感を感じたいなら、藤島さんと話せばいいんですよ。そういう存在として生かしてあげて欲しかったんですよ、私は。「どんな人も、生きてる価値があります」なんて抽象論を言う必要はなくて、本当に価値あるんです。私はいくらでもプロデュースして、藤島さんを、どん底に陥ってる人たちを慰める材料にすることは、いくらでもできましたよ。

谷垣法務大臣は自分の人生をもう一度振り返って欲しい

谷垣さんが弁護士になりたくてたまらなくて、一生懸命、司法試験に合格して、そしたらお父さんが死んじゃって、泣く泣く政治家になったような人なので、もともと政治家っぽい顔つきしてないなと思ってるんですけども。私はそれでも一応、彼は司法試験受かったじゃないですか。「事件記録を精査した」って言ったならば、こういう一つ一つの記録、読んでるんですか、本当に？ それだったら、ちゃんと日本語を読む能力すらないと思う。谷垣さんは、それは良いところのボンボンかもしれない。「あんたなんか生まれてくるべきじゃなかった」って言われなかったでしょう。お父さんの名前もちゃんと分かっていたと思いますよ。だけど、そうじゃない存在に思いを致すことができないで、なんで法務大臣やれるんでしょうか。私、この国の文明度、本当に低いと思います。同時に、政策的にも非常にまずいと思います。例えば、フランスみたいな国は、8割ぐらいが「死刑しろ」って言ってたって、死刑やめていくと政策的にやっていくわけですよ。それで何をしてるかって言うと、マリ共和国だのスーダンの、まだいろんなところに派兵しています。原子力発電所も作ってます。兵器も売りまくってます。だけど文化国家として売ってます。それはどういうことかという、自分たちの国内では、「死刑廃止しましたよ」とかね。要するに、バランスを取っているわけですよ。この安倍政権というのは、もう全部、行く方向が一カ所です。バランス感覚が全くないんです。歯止めが効かないんです。これは政治家としても非常に、21世紀、こんなことをやっているといいんですかと。非常にバランス感覚の危うさを感じます。それから自己のやっていることに対しての若干の反省回路もないとしたら、それは知性がないということですよ。藤島さんも知性がないといわれて、小学校4年生程度かもしれないけれど、彼は少なくとも、自分の人生を何十回も何十回も振り返ってます。谷垣さんは自分の人生をもう一度振り返って欲しい。そして、こんなにたくさん人の死刑を執行できるほどの、彼は正しい人なんですかということなんです。

この前、私は記者会見で衆議院会館に急きょ呼ばれて行って、何を喋ったのかよく覚えてないんですけども、これ記録に残ったらきつと怒られるかもしれないけれども、地獄や天国の存在は信じていませんけれども、もし地獄があるとしたら、弁護士のためにあるという冗談も海外にはあります。「ロイヤーのみなさん、こちらの列にお並び下さい」みたいな。しょうがないから私はそこに並んで弁護人をまたやります。とりあえず、今度地獄に落ちた時には、まず間違いなく谷垣さんのほうが藤島さんよりも下に落ちると思います。それは思います。彼は2人しか殺していない。人数を見て下さい。単純計算しても。「それが自分たちの仕事なんだ」と言っ

た時に、良心を捨てると思います。話が飛び飛びで申し訳ないんですけども、私、官僚制とか組織でやっている犯罪って大嫌いです。顔を見せて、犯罪をして人殺しをして、その責任を取るのはいいけれど、「これは僕のお仕事ですから」とか、「執行することは政策的に決まっていますから」。そういうことをやる時にファシズムとか強制収容所って可能になるわけですよ。思考停止になって、「これは規則で決まっていますから」とか「これはわたしの管轄で、仕方が無いんです」とか。だから、それだったら顔と顔を合わせて、人を沈めている藤島さんのほうが、私は谷垣さんより人間性があると思っています。私は何としても谷垣さんとお話したいですね。彼はなんのために司法試験を合格して、何のために弁護士を志したのか聞きたいです。もともと政治家になりたかったわけじゃないって言うてらんだら。そして、そこに書いてある人権とかそういうことについて、彼はどういう解釈をしているのか聞きたいです。非常に怒りを持っています。

だけど今日、全然知らなかったんですけども、執行されたもう一人の加賀山さん。これを読んだ時に、あまりのひどさにちょっと絶句しました。そういう意味では、1995年の確定から延々と20何年間も生きたのが申し訳ないと思います、そういう意味では。加賀山さんのケースは、ひどいですね。よくこんなの「精査した」と言えると思う。私は全く精査していないと思います。多分、ホームレスの人で遺族とかもあまりいなくて、うるさそうな人がいないからという、そういう選択で私はやったんじゃないかなと、なんかそんな感じします。

藤島さんに関しては、私がいけないんだと思います。今さら反省してもしようがないと思うんですけども。油断しました。いくら後悔しても、後悔しても、しょうがないんですけども。永田さんも、3年前の震災前に亡くなっちゃったんで。私、12月ってやっぱり嫌なんですね。死刑が執行されるんじゃないかという気持ちになって。前は、結構後ろの方でやられたことがあったので、早めに冬休みを取って、海外に行っている時に、英字新聞で「まさか日本で死刑執行って、ウチの藤島さんじゃないよね、ウチの永田さんじゃないよね」って、ウチの子路線になっちゃって、確認するクセがあったんですけども。こんな頭にそういうことをするのは本当に思っていなかったです。本当になんとも言いようがないです。

皆さん、藤島さんのことをちょっと今日、考えてあげて下さい。私は唯物論者なので魂とかあまり信じていませんけれども、でもみんなの心の中にちょっとだけでも藤島さんを残してもらえると、彼は非常に喜ぶと思います。生きていたら。ありがとうございました。

加賀山領治さんの一審弁護人から

1 執行日直前に届いた手紙

2013年12月10日、一審弁護人のところに、加賀山さんから手紙が届きました。その2日後の朝、加賀山さんの死刑は執行されてしまいました。2012年7月24日、最高裁で加賀山さんの死刑が確定してから、わずか1年4か月しか経過していない時期での死刑執行でした。享年63歳でした。

加賀山さんからの私たち宛の手紙に書かれていた日付は「12月8日」封筒の消印は「12月9日」となっていました。その手紙には、私たちが気遣う文章の後に続けて、加賀山さんの現在の心境が書かれていました。文面は、「私の子供二人に、それぞれ面会に来て欲しい旨、手紙を書いてくださったのですが、二人共私にかかわりをもたなくないみたいで、手紙の返事も面会も、どちらもなしでした。私としては、子供たちに一度でも会って、話をしたかったのですが、それも無理みたいですね。それから、私の母の近況を知りたいのですが、先生よろしくお願ひします」、「来年でいいですので、一月か二月頃に面会に来てほしいのですが、手紙では自分の気持ちの半分も伝えていないように思います」と書かれていました。この手紙の文面から見ても、加賀山さん自身も、こんなに早く死刑が執行されるとは思っていなかったと思われます。

1月を待たずに、手紙が届いたらすぐに面会に行っておけばよかったと後悔しています。死刑執行の直前に届いた手紙は、加賀山さんの遺書のようなものになってしまいました。

2 加賀山さんが起こした事件について

2008年2月1日、加賀山さんは、大阪の中心地であるJR大阪駅と阪急梅田駅の近くにある商業施設の飲食店フロアの男子トイレにおいて、当時30歳の男性にナイフを突きつけながら金品を要求しました。その際、加賀山さんは、男性の胸をナイフで刺し、その男性は直後に死亡してしまいました。

加賀山さんが事件後逃走したため、警察は殺人事件として大阪府下をくまなく捜査しましたが、犯人は見つけることができませんでした。そんな中、2月8日、加賀山さんが警察署に出頭したため、事件は一気に解決しました。

加賀山さんは、取調べを受ける中でDNAを採取され、そのDNAが2000年7月29日に発生した強盗殺人事件の犯人が残した血痕のDNAと一致したため、この事件も加賀山さんが行ったものであることが判明しました。

弁護士徳井が2008年2月11日に当番弁護士とし

て接見に行き、以後、国選弁護人に選任されました。その後、1件目で起訴された後に弁護士向井が2人目の弁護人として選任され、以後、1審の判決まで2人で加賀山さんの弁護をしました。

3 加賀山さんの生活歴

加賀山さんは、1950年、宮崎県で2人兄弟の次男として出生しました。両親は離婚しており、加賀山さんには腹違いの兄弟が3人いるとのことですが、事件の時点で20年くらい連絡を取っていなかったとのことです。中学校を卒業した後職業訓練校に進み、神奈川県工務店や地元の宮崎県工務店で大工として働いたり、東京で配達の仕事をしたりして働いていました。27歳のときに結婚し、2人の子供に恵まれますが、35歳ころに離婚してしまいます。2人の子供もとは離婚後会うことができず、どこで何をしているのかについて加賀山さんは知りませんでした。弁護人のほうで住所を調べて、連絡を取ろうと試みましたが、子ども達からは返事は返ってきませんでした。

その後、40歳ころから49歳頃までの間は北陸地方の運送会社で働いていました。加賀山さんは、仕事を求めて首都圏を転々としたのですが、安定した仕事に就くことはできませんでした。50歳のとき、仕事を求めて、大阪にきたものの、ここでも安定した仕事に就くことはできず、知人の誘いによって、1件目の強盗殺人を行ってしまいます。

その後、再び、北陸地方で働いた後、再び大阪に戻ってきて、日雇いの仕事をしていたのですが、年齢的なことから仕事に就けなくなり、所持金もなくなって野宿生活をするようになりました。野宿生活をしているときに、相談に乗ってくれた人から自立支援センターを紹介してもらい、54歳のときハローワークでリサイクル会社に就職することができ、解体工として働くようになります。加賀山さんは、ようやく安定した仕事に就くことができました。

加賀山さんの仕事ぶりは、会社の同僚からも評価は高く、職場ではリーダー的な存在であったそうです。

しかし、加賀山さんは、上司との折り合いが合わず、58歳になる2か月ほど前に会社を辞めてしまい、以後、派遣会社に登録して日雇いの仕事をしたり、知人に借金をしながら、なんとか生活をしてきました。そして、所持金がなくなり、家賃を2か月滞納し、電話も止められてしまいました。電気代やガス代の請求書が何度も送られてくるのですが、加賀山さんには支払うべきお金がありませんでした。そし

て、加賀山さんは、58歳1か月のときに2件目の強盗殺人を行ってしまいます。

4 裁判において

裁判では、裁判員裁判導入間近ということもあり、公判前整理手続きを経て、1週間に1回のペースで公判が進んでいきました。加賀山さんは、もともとボソボソと話をするタイプで、聞かれたことには素直に話をするのですが、公判でもあまり感情をこめずに淡々と供述していたため、傍聴席から怒号が投げかけられたこともありました。また、加賀山さんは、逮捕後は、被害者のためにお祈りをしていたのですが、検察官から反省していないと責められたときには、加賀山さんは言葉を失いました。

加賀山さんと弁護人は、1件目と2件目の両方の強盗殺人について殺意がなかったことを主張しましたが、裁判所は、ともに殺意を認めてしまいました。また、弁護人は、刑法上の自首が成立するとの主張をしましたが、これについても裁判所は認めてくれませんでした。

もっとも、公判では、加賀山さんが北陸地方で生活していたときに交際していた女性が、新聞報道などで大きく取り上げられていたにも関わらず、わざわざ大阪の裁判所まで来て、加賀山さんのために証言をしてくれました。その女性は、その後、しばらくの間は加賀山さんと交流があったと聞いています。

公判審理は、通常の法廷で行われ、裁判所は当初は判決も通常法廷で行おうとしていたのですが、報道機関から「死刑求刑事件の判決公判を通常法廷で行うことはいかがなものか」との指摘を受け、急遽、判決公判期日は大阪地裁の大法廷で行われることになりました。

判決理由の言い渡しのとき、加賀山さんは表情を変えずに裁判長の話聞いていました。

5 一審死刑判決後の面会

2009年2月27日、一審の死刑判決が宣告された後、今後の手続きのことなどを説明に、弁護人2人で加賀山さんに会いに行きました。加賀山さんは、弁護人からの説明を淡々と聞いていましたが、弁護人のほうから「我々は控訴申し立てにより弁護人としての任務が終了すること、控訴審では別の弁護人が就くこととなる」と説明すると、加賀山さんは、突然顔をくしゃくしゃにしながら泣き出しました。これまで、加賀山さんは、大きな体格にもかかわらず、消え入るような声でボソボソと話をする様子はよく見られましたが、人目を気にせず涙を流すのは、このときが初めてでした。

6 死刑確定後

死刑確定後、私たちのもとに加賀山さんから手紙が届きます。加賀山さんに会いに行くと、一審の時

より年を取ってはいましたが、元気そうでした。加賀山さんは、やはり子ども達と会いたいようで、自分で手紙を書くと言っていました。また、加賀山さんは、いろいろお世話になっている支援者の方がいるとも話をしてくれました。70歳くらいまでは生きていたいとも話していました。

7 死刑確定後の加賀山さんの心境 (週刊誌のアンケートから)

死刑判決が確定した後、加賀山さんは、週刊誌のアンケートに対して、次のような一文を残しています。「人生は何回でもやり直せるとかいうけど。そういうのは嘘で、人生は何事においても一発勝負だという事が今頃になってようやく、気がつきました。これから残りの人生はオマケの人生として生きていこうと思います」と。

加賀山さんは、2008年2月1日に起こした強盗殺人について、8日に警察署に出頭しています。これは、警察署に出頭したならば、まだ人生をやり直せるのではないかと考えて、厳しい処分が下されるのを覚悟のうえで出頭したのではないかと思います。しかし、裁判所は、加賀山さんには、やり直しのチャンスを与えることはしませんでした。このようなことがあったことから、加賀山さんは上記のような回答をしたのではないかと思います。

8 死刑執行後

加賀山さんの死刑が執行された後、支援者の女性が、事務所まで預かっている加賀山さんの物を遺品代わりに欲しいと言ってきたので、加賀山さんの荷物を開けてみました。これは、加賀山さんが逮捕されてから約4か月後の2008年の夏に、弁護人のほうで加賀山さんが事件前に住んでいた公団住宅を訪れ、強制退去前に衣類を中心に持ち帰ったものの残りでした。持ち出した衣類については、加賀山さんの元に差し入れをしていたので、ポストンバッグの中には、請求書や案内の封筒しか残っていませんでした。しかし、バッグの奥底に1冊の小さな新約聖書が入っていました。この聖書については、公判のときに使おうと考えて、差し入れずにいたのかもしれませんが、今から思うと、この聖書も加賀山さんに差し入れをしていればよかったと悔やんでいます。

支援者の方は、加賀山さんが若かったときの写真を持っておられました。写真には、幼い子ども達2人と幸せそうな顔をした加賀山さんが写っていました。人生の中で一番幸せな時期であったと思われる。支援者の方のご厚意により、その写真は加賀山さんの棺に入れてもらえることになり、最後の最後で加賀山さんは幸せな時間を過ごせたのではないかと思います。

弁護士 徳井義幸

弁護士 向井啓介

加賀山さんの支援者から

執行抗議集会に寄せられたメッセージ

本日は友人・加賀山領治さんの追悼のために集まって下さった皆様、本当にありがとうございます。

加賀山さんは家族からも見放され、友人も居なく、とても孤独な方でした。

加賀山さんについて感じていた事は、面会に入った頃から断ち切られるまで変わらず、とにかくおとなしい、口数の少ない方でした。

笑顔はまるで生き仏のような、おだやかさがあふれている、そんな方でした。

1度、面会の際に加賀山さんが胃を悪くして医師の診察中という事があり、長い間待って、やっと面会できた際に、

「大丈夫？どこが悪いの？」と聞いた私の顔を見てポロポロと加賀山さんが泣いた事がありました。

その時、本当に厳しい環境に身を置き、たったひとりの私の心配する言葉と表情だけで涙があふれるような、孤独な加賀山さんと、ずっと人間として友人として交流を続けていきたいと強く強く思いました。

加賀山さんも私との交流を望んでくれ、色々とお話してくれたようですが、それもかなわず、確定処遇に入ったとたん、交流は断ち切られてしまいました。

その後も「私は加賀山さんを忘れていない」という意味と心を込めて、現金を差し入れ続けてきました。

たまに定型文の返信が来た時は何とも言えない思いでした。

私は死刑という制度がある以上は、その方の犯した罪からはなれて、人間としての交流をしたいと思いつけてきました。

でもそれが交通権を取れなかったがために、また孤独に、戻ってしまいました。

あの笑顔は今を悲しみと絶望の表情に変えてしまっているのかも知れないと思った時、関わりを持ったこと、良かったんだろうか。私の方が罪深いのではと深くなやみました。

でも今、私は、人は人に必要とされ、人に認められることで「善」を見い出すと感じています。

その中から罪の反省や償いの気持ち、命の大切さ、人のあたたかさを感じ、自分を見つめ、振り返ることができると信じています。

最期の時に私を思い出してくれ、知らせてくれた加賀山さん。

あなたの晩年の心の中がおだやかであったことを祈らずにはられません。

今回メッセージを、との事で本当になやみました

が、加賀山さんの生きていた証になるなら、と思いつかせて頂きました。

口数少ない方だったので、どうしても私視点からのメッセージになってしまい、申し訳なく思っています。

天国から加賀山さんが執行に関わった刑務官さん達をいやし、私達の事もあのおだやかな笑顔で見守っていてくれることを感じています。

【付記】支援者の方は12月17日、斎場で冷凍保存されている加賀山さんの遺体に対面された。子供と一緒に写真、そして支援者が加賀山さんに出した手紙も棺に入れた。対応してくれた拘置所の方もとても親身になってくれてありがたかったとのことでした。

◆藤島光雄さん

最後の手紙から

前略、12月になりました。ってことでまずは『謹賀新年』へのアピールから。そして、回想の続きを書きます。新年が救援者の方々の誠意（ご苦労）が芽をのばし花を咲かせるような嬉しい年になりますことを、心から願って居ります。

自分の命が明日はどうなるのか？と思わざるをえない死刑囚は、たくましい生命力へのモチベーションを保つことが難しくなることがありますので、自分の命に自信がなくなることがあります。

が、そんな日々のなかで『救援』を拝読するたびに……救援者の方々が自分のこと以上に弱者のことを考え、その時どきの問題に対して、「この方法がだめなら、こっちの方法を……」と、ご活動されて居られる姿を知ること……死刑囚もいてねいに日々を生きる（生きて在ることの充実を図る）ように頑張ることができるようになります。

また、救援者の皆様の目標に向かって力を合わせ、「権力にはかなわないときもあるが、闘うという精神の部分では負けないぞ！」というパワーを感じることで、それが死刑囚の心の大きな支えになっていますことに、深く感謝を致して居ります。

今年も何卒、宜しく願いを致します。

（救援連絡センターの菊池さよ子さんへの手紙。「救援」紙の新年アピールのために書かれた。文中にある「回想」とは手紙に自分の人生を少しずつ書き進めていた。）

◆加賀山領治さん

短歌5首（2012年度大道寺幸子基金応募作品）

現世では孝行できぬ身となりて
病みたる母に詫びるすべなし

還暦を祝ってくれる人もなく
孤独な我に便りまい込む

一日を座禅で過ごす僧まねて
形だけでもにわか禅師に

何一つ捨てるものとなき我に
命捨てると判決ありし

熱帯夜打上花火の音ひびき
窓に近づき夜空をあおぐ

短歌 6 首 (2013 年度大道寺幸子基金応募作品)

重き罪背おいて歩く辛さにも
仏にすがり今日を生きる

人の道踏みはずしたる身になりて
日増しにつる後悔の念

短歌でも遺作になればそれでよし
心静かに冥途の旅へ

獄の中動物園のサルよりも
自由なき身の独房暮らし

吾が子らが逢いに来るのを四年待ち
生きてる内に一目逢いたし

悪人と呼ばれし我も人の子で
病いにかかり涙も流す

福島みずほ事務所の確定者アンケート 2012 から 加賀山領治さんのアンケート回答

外部交通に対するご意見をお書き下さい。

親族以外は外部交通が許可にならず、唯一文通や面会のあった友人も不許可でした。その友人との交流が私の心の支えになっていたのに残念です。又私の上告審での担当だった弁護士の先生とも確定後には面会できなくなりました。

死刑制度のかわりに終身刑を導入すべきとの意見があります。終身刑についてどうお考えになりますか。

どちらにしても、拘留所の中で人生を終えるわけだし、そのなかで死刑で命を落とすのは、人間として生まれて一番最悪の死であると思います。それより終身刑で現世にいて、自己の天寿をまっとうした方が、人間らしい死に方だと思います。

死刑制度について賛成、反対ですか。その理由と合わせてお聞かせ下さい。

死刑制度については反対です。現在世界の国々では、7割以上の国が死刑廃止をしているのに、なぜか日本は国家が殺人を代行するという形で、まだ死刑執行を続けています。執行の方法も残酷だし、事前通知もまったくないままに、いきなりの執行というの、人道上問題があると思う。事前通知して本人が希望する家族や友人、知人、又弁護士さんとの面会など、執行前に実施するのが、本人にとって心情的安定につながるものと、思われます。日本も早く死刑制度を廃止してEUに加盟し、国際社会の仲間入りを果たしてほしいものです。

その他、ご意見などありましたらご自由にお書きください。

私は、平成24年8月22日に死刑確定囚になり、まだ死刑囚としては2ヶ月位しかたっていないので、今回のアンケートに自分の意見を書くか、どうしようか迷ったのですが、今年に入ってもう3回も死刑の執行があり。そのうち2回は8月、9月と連続して執行するハイペースでの執行におどろき、明日はわが身という事もあり、今回のアンケートが私の遺稿となるかもしれないとの思いで、この文章を書いています。平成23年は執行ゼロの年で今年も執行ゼロが続いていく事を願っていたのですが、なかなかうまくいきませんね。千葉大臣の執行後、1年8ヶ月も執行がなかったのに残念です。新聞には死刑確定囚が130人も的人数になっているので法務省が危機感をつのらせているというような事が、記事として出ていたのですが、裁判員制度で国民を巻きこんで、国民に死刑判決を次々に出させているという事実を見ると、この国の未来はないと思います。裁判員に選ばれた人たちは、どんな思いで裁判にとりくんでいるのか。被告が何故に事件を起したか、被告の生いたちや、事件にいたるまでのいろいろないきさつなど細部にわたって、分析して裁判にとりくんでほしいものです。人が人を裁くという事を重く受けとめて被告人の其の後の人生を左右する大事な事なので、裁判員に選ばれたら、その事を真剣に考えて下さい。

人生は何回でもやり直せるとかいうけど、そういうのは嘘で、人生は何事においても一発勝負だという事が今頃になってようやく、気がつきました。これから残りの人生はオマケの人生として生きていこうと思います。 平成24年11月2日

死刑日録

11月25日 最高裁第一小法廷（金築誠志裁判長）は高柳和也さんの上告を棄却、死刑確定へ。

12月10日 弁護士と死刑確定者との再審請求の打ち合わせのための接

見職員に立会をめぐる裁判で、最高裁第三小法廷（大谷剛彦裁判長）は「再審請求の打ち合わせの場合、特段の事情がない限り、職員を立ち合わせることはできない。再審請求前でも死刑囚と弁護士には秘密に面会する利益がある」との初判断を示し、国の上告を棄却

する判決。

12月12日 谷垣禎一法相は、藤島光雄さん（東京）と加賀山領治さん（大阪）の死刑を執行。

12月17日 最高裁第三小法廷（木内道祥裁判長）は沖倉和雄さんの上告を棄却、死刑確定へ。（現在確定者131人）

「死刑廃止全国合宿 2013in 広島」報告

ヒロシマから死刑といのちを考えるシンポジウム実行委員会

11月30日～12月1日、広島市中区のアステールプラザにおいて「死刑廃止全国合宿 2013in 広島」を開催しました。北は北海道、南は九州と、全国からたくさんの方がかけつけてくださり、全体で約70名の参加でした。

11月30日は「ヒロシマから死刑といのちを考えるシンポジウム」として市民への公開シンポジウムを行いました。開会あいさつに引き続き、アムネスティ・インターナショナル日本、死刑廃止ネットワーク東京の天野理さんより「死刑をめぐる世界の情勢について」お話しいただきました。

ひきつづき、元法務大臣の平岡秀夫さんから「死刑制度について～世界の潮流と国民の意識」と題して、特別講演をしていただきました。平岡秀夫さんが法務大臣在任中は、「国民的議論が尽くされていない」という理由で執行命令書にサインをされなかったことにより、2010年は、「死刑執行ゼロの年」となりました。けれども、その背景で、かなりの圧力があつたことなどを紹介されました。また、死刑についての有識者会議を開こうとされたときに維持論者だと表明している有識者がいないことに気づかれたというお話も印象的でした。（詳しくは平岡さんの講演録をご参照ください。）

引き続いて、川村湊さん、平岡秀夫さん、安田好弘さんをパネリストにお迎えし、「死刑・原発・戦争」をテーマにパネル・ディスカッションを行いました。

川村湊さんは、最近の福島の状態を紹介され、放射能の問題はなにも解決していないのに、今も放射線量の高い地域に自民党政権は、避難者を帰らせようとしている状況に対し、「『年間20ミリシーベルトまでは許容しろ』というのは、自民党政権が金をけちっているだけだ」と指摘されました。

そして、死刑と原発と戦争は、国家が発動する権力であり、安倍が死刑を続けるのは、祖父が戦争犯罪人であることへのくやしきによるものであり、祖父への異常な愛情から戦争のできる国にしたいだけであり、アメリカの戦争にどう協力できるかしか考えていないことを秘密保護法の問題点に触れながら話されました。そして、国民に対して「お前たちは黙れ！」という脅しの道具として死刑が用いられていると指摘されました。また、川村さんが選考委員を務めておられる「死刑囚の表現展」についても紹介されました。

平岡さんは、会場からの質問に答えながら、死

刑と原発と戦争のテーマに共通するのは、人権ということではないだろうか。死刑について語ることで自体がタブーとされていることに対して、語っていくためには、死刑のあり方についての勉強会や有識者会議のようなものをまた作っていく必要がある。そのためにも、自民党政権が50年近くも政権を維持できてきたのはなぜかということなどについてもきちんと分析をしていく必要があると指摘されました。

安田さんからは、1956年に死刑廃止法案が国会に提案されたことを紹介され、その当時、法案の趣旨説明において戦争を放棄するということは死刑も廃止していくことであって、その議論を深めないのは政治家の怠慢だと発言された政治家がおられたことを紹介されました。その一方で、ヨーロッパでは死刑制度は廃止されているが、アフガニスタンでは爆弾を落としている現実があり、物事は複層的に見なければならぬと指摘されました。原発についても、原爆は一つの兵器で14万人を殺す危険な兵器であり、原発はその核の平和利用と言われているが、つまるところ核兵器である。死刑廃止を言うとともに、同時に原発や戦争などについても考えていかなければならないと指摘されました。

そして、「フランスが死刑廃止を実現する背景には、5年間の死刑執行停止がある。一人の政治家では死刑は廃止できない。私たちも死刑廃止のための環境づくりをしていかなければならない。そのためにもどのような議論ができるか、原点に立ち返りながら考えていかなければならない」と提案されました。

パネル・ディスカッションに続いて、(A)「基礎講座～なんで死刑はイケんの?」、(B)「死刑確定者の再審請求における接見交通権」(C)「冤罪と死刑とマスコミ報道」という3つのテーマに分かれて分科会を行いました。(A)のグループでは、大道寺ちはるさんが問題提起をしてくださり、基本的なことから死刑について意見交換をすることができました。(B)のグループでは、広島において死刑確定者が再審請求をするために弁護人が接見した際に、刑務官の立ち合いは違法であるとして裁判が行われ、広島高裁でその違法性が認められる判決が出たことについて、弁護団から報告をしていただき、意見交換をすることができました。

(追記：その後、12月8日に最高裁で国側の上告を棄却する判決が出され、違法性を認める判決が確定しました。これによって、広島拘置所においては、原告以外の死刑確定者の弁護士接見に立ち合いがつかなかったことが確認されていることをご報告いたします)

(C)のグループは、テーマが広すぎたことや30名を超える方が参加され、会場の設定にも問題があり、十分に議論を交わすことができなかつたことを申し訳なく思っていますが、井上明彦弁護士から裁判員裁判と報道の問題などについても問題提起をしてくださり、死刑については、最初の時点のマスコミ報道が編集されたストーリーしか伝わってこないなどの問題があり、そのような中で、死刑囚の表現展が持つ意味などについても意見が交わされました。

シンポジウムの後は、場所を変えて交流会を行いました。私たちの想像をはるかに超えて、約55名の方が参加してくださいました(結果的に、お料理が行き届かないなどの不手際があったことをお詫びいたします)。その交流会の中で、平岡さんから「3年後はぜひ山口でやってください!」という思いがけない提案をいただきました。

12月1日は、午前9時15分から、全体会を行いました。まずは、前日の分科会報告を行い、引き続き、各地、各団体からの報告を行いました。その中で、大道寺ちはるさんから、「来年の合宿は、京都で」というご提案をいただきました。

そのあと、残った時間で、今後の取り組みについての意見交換を行いました。その中で、「これまで合宿に参加している各地の拠点の中で、中心で動いてくださった方が動けなくなったり、拠点がなくなっているところがあるのか、それらの地域に働きかけていかなければならないが、今後、この運動を広めていくためにも、どのように世代交替をしていくか」という問題提起がありました。それをめぐって、「世代交替のことは考えなくていい。数ではなく、質が問題である。一人が頑張ればいい!」という意見も出ましたが、会場から「今日参加してくださった若い参加者の意見が聞きたい」という提案があり、具体的に若い参加者から「権利とか反対という言葉には違和感を感じる。たとえば『死刑は人の命を奪うこと』と言われるとそれはいやだなと思うけど、『生きる



権利をうばう』と言われると考えると率直な意見を出していただきました。時間が足りないくらい、参加者が積極的に意見を述べられることによって、今後、私たちが死刑廃止を実現していくためにも、このような意見を語り合う場所と機会が必要であるということ

を実感させられました。

合宿に引き続き、オプション・ツアーとして、平和記念公園の中にあるいくつかの記念碑を案内しましたが、こちらも私の想像をはるかに超えて、30名を超える方々が参加をしてくださり、熱心に耳を傾けてくださいました。被爆2世である私自身がこれまで、「自分もいつか放射能の影響で命が奪われるかもしれない」という不安を感じながら、広島の実相を伝える活動をしてきましたが、広島は日清戦争時代に大本営が置かれた軍都であり、アジア侵略の拠点であったという加害性の歴史があり、そして、さらに広島のある米軍基地や自衛隊の基地から戦争に参加し続けていて、劣化ウランなどにより新たなヒバクシャを生み出し、また、「核の平和利用」という名のもとに全国に54基もの原発を作らせてしまい、福島第一原発事故により新たな被曝者を生み出してしまったという現代に続く加害性の中で生きていることが、私自身の死刑問題にかかわる原点であることを改めて確認させていただくことができました。

今回は、広島で実行委員会を結成しましたが、これまで一度も合宿に参加したことのない者たちが手さぐり状態で今回の合宿を準備してきたため、様々な不手際があったことを申し訳なく思っています。けれども、実行委員一人一人が力を出し合い、支え合い、合宿を実現することができました。また、無事に合宿を終えることができたのも、全国から来てくださったみなさまのご協力のおかげであることを、ここに心から感謝いたします。

今回、全国のみなさまからいただいた問題提起と励ましを糧に、3年後山口県内で、合宿を実現するためにも、今後も引き続き広島で死刑といのちを考える活動を続けていきたいと思ひます。

(大月純子)

第3回 死刑映画週間 国家は人を殺す

A 執行者



監督＝チェ・ジョンホ

2月15日(土) 11:00
2月17日(月) 16:00
2月18日(火) 13:30
2月20日(木) 18:30

2009年 韓国映画 96分 BD 脚本＝キム・ヨソク 撮影＝キム・ソフン 音楽＝フアン・キエ 出演＝ユン・グクン、チョ・ジェヒョン、ハ・イソク、チヤ・ソク、チョ・ソクハ、キム・ジュンヒ、ユ・ヒョソク
【物語】 新人の刑務官としてソウル刑務所に赴任してきたジェヒョン。「脱獄者のあるところは世に二つ、動物園とここだ」と言う先輩刑務官ジョンホが上司だ。そのころ一人の連続殺人犯への社会的な非難を背景に、12年ぶりの死刑再開が噂される。死刑執行再開はあるのか。刑務官たちは動揺を隠せない。誰が執行刑務官に？ 誰が処刑される？

B 最初の人間



監督＝ジャヤン・アムリカ

2月15日(土) 13:30
2月17日(月) 18:30
2月19日(水) 11:00
2月20日(木) 16:00

2011年フランス・イタリア・アルゼンチン映画 105分 35mm 原作＝アルベール・カミュ 脚本＝ジャヤン・アムリカ 出演＝ジャック・カウラン、カトリック、マヤ・サマ、フランソワ・ボタリ、ラウレンソフ、エヴァン、レイチェル、ウヰット、アレクシス・フレデリック
【物語】 1960年46歳で亡くなったアルベール・カミュの未完の自伝的遺作小説を映画化。1957年世界的な名声を得た作家カミュは、故郷アルゼンチンへ行った母を助ける。アルゼンチン少年時代の知り合いハイムツドから、反政府活動への容疑で逮捕され、このままでは懲刑になってしまうハイムツドの息子の無実を政府に嘆願して欲しいと頼まれる。

E さらにわかた 実録大物死刑囚たち



監督＝中島貞夫

2月16日(日) 13:30
2月18日(火) 18:30
2月20日(木) 11:00

1980年 日本映画 91分 35mm 脚本＝中島貞夫・鳴井達比古・中島信昭 撮影＝神楽坂孝徳 音楽＝菊池俊輔 出演＝藤野常雄 岡田孝々 水島道行 雲田敦也 石垣純一 高橋忠也 室田日出男 市原悦子 菅井きん 飯沼司朗
【物語】 1954年大沢はカービン銃で防衛士を数人、公金を強奪するも逮捕される。拘留所では死刑囚ばかりいる倉房に拘禁される。大沢は過去の事件が発覚して一審は死刑判決。倉房には三鷹事件の竹内景助、酒屋一家殺しの黒木清、帝銀事件の平沢貞通、マツカ事件の庄田昭らがいる。大沢は彼らと交流し、死刑の怖さを心感していく。

F 約束



監督＝斉藤潤一

2月16日(日) 16:00
2月18日(火) 11:00
2月19日(水) 13:30

2013年 日本映画 120分 BD フロウチーサー＝阿久野明彦 音楽＝木下俊之 撮影＝坂井雅紀 編集＝奥田崇 出演＝仲代達也 樹木麟児 天野真直 山本太郎 ナーレション＝寺島しのぶ
【物語】 知房から無実を訴え続けている死刑囚 奥西勝86歳。1961年三重県名張の小さな村で、ぶどう酒を飲んだ女性5人が死にました。この事件で逮捕された奥西は「警察に自分を強制された」と訴え、一審は無罪だった。二審は逆転死刑判決。その後、死刑執行に怯えながらも無実を訴え再審を続けしていく。その奥西勝の人生をドキュメンタリー映像を交えた脚映画として描く。

C 声をかかす人



監督＝ロバート・レヴィット

2月15日(土) 16:00
2月16日(日) 11:00
2月18日(火) 16:00
2月20日(木) 13:30

2010年アメリカ映画 122分 35mm 脚本＝ブレイク・エムズ・ソロモ 撮影＝ニュート・トーマス、サイエスエル 出演＝ジェームズ・ワカボ、ロビン、ライオン、ラビン、クライトン、トム、ウイグル、ソニー、エヴァン、レイチェル、ウヰット、アレクシス・フレデリック
【物語】 南北戦争が終結した1865年、リンカーン大統領が南軍の残党に贈呈された。容疑者が次々と逮捕される。メアリーもその一人だった。「彼女には弁護を受けられる権利がある」と主張するジョンソン上院議員に押し切られる。北軍の英雄大尉と賞賛されていたフレデリックはマリーの弁護を引き受ける。アメリカで最初の女性死刑囚をめぐる物語。

G 塙の中のジュリアス・シーガー



監督＝ハロルド・グレイ

2月16日(日) 19:00
2月17日(月) 11:30
2月19日(水) 19:00
2月21日(金) 13:30

2012年 イタリア映画 76分 35mm 製作＝クラウディオ・ウエーリ 撮影＝シモーネ・サンバーニ 音楽＝ジュリアーノ・タウエアーニ、カルメロ・トラヴァーサ キヤスチン・ソングラピエロ・カウエリ 出演＝受刑者たち
【物語】 イタリア、ローマ郊外にあるレピディナ刑務所。ここでは受刑者たちによる演技実習が定期的に行われている。様々な演目を所内の劇場で一般の観客を相手に上演している。今回の演目はシェクスピア『ジュリアス・シーサー』。早速、俳優のオーディションが始まる。演出家各人により、氏名、誕生日、出生地、父親の名前を二通りの言い方で言わせていく。第62回ベルリン映画祭金熊賞受賞作。

D 軍旗はためく下に



監督＝深作欣二

2月15日(土) 19:00
2月17日(月) 13:30
2月19日(水) 16:00
2月21日(金) 11:00

1972年 日本映画 97分 35mm 原作＝船橋和郎 脚本＝新藤兼人 撮影＝瀬川浩 照明＝中田光治 美術＝大野達彦 音楽＝林光 編集＝瀬川浩一 出演＝丹波哲郎 左幸子 三谷昇 藤田弓子 寺丸和 市川洋之助
【物語】 1952年「戦没者遺族援護法」が施行され、サキエは遺族年金を請求するが却下される。その理由は、夫の高橋軍曹は戦前逃亡のために処刑された、と戦没者連名簿には載っているからだという。信じられないサキエは不服申立書を出し続け、部隊の生き残りであり当時の照会に返事を出さなかった者たちを探し出し、追求していく。南太平洋戦線での恐るべき真相が、サキエの前に立ち現れてくる。

H ヘヴンズストーリー



監督＝瀬々敬久

2月21日(金) 15:15(前半)
2月21日(金) 17:30(後半)
途中15分の休憩あり。

2010年 日本映画 278分 35mm 脚本＝佐藤有紀 音楽＝衣川牛郎 出演＝植岡明希 長谷川朝晴 忍成修吾 山崎ハコ 村上淳 吹越満 嶋田久作 根岸季衣 佐藤浩市 柄本明
【物語】 世界が悲しみに浸りつつある前「21世紀の『罪と罰』と題し『普通の人が殺す』殺される」をテーマに、日常から突如殺人事件に直面した人々を描く。光市母子殺人事件に触発され、人の生死を深く凝視し続けた作品。第61回ベルリン映画祭批評家連盟受賞作。

◆各回入れ替え制

15日(土)	16日(日)	17日(月)	18日(火)	19日(水)	20日(木)	21日(金)
A 11:00	C 11:00	G 11:30	B 11:00	F 11:00	D 11:00	E 11:00
B 13:30	D 13:30	A 13:30	C 13:30	F 13:30	G 13:30	H 13:30
C 16:00	F 16:00	A 16:00	C 16:00	D 16:00	H 15:15	I 15:15
18:10 トーク	B 18:30	A 18:30	G 18:30	H 19:00	A 18:30	H 17:30
田中美津	河井匡秀	20:20 トーク	20:10 トーク	20:20 トーク	20:15 トーク	
安田好弘	四方田犬彦	安部顕二	古城十忍	松江哲明	瀬々敬久	
19:00	19:00					

ゲスト紹介：田中美津＝鍼灸師／河井匡秀＝安田好弘＝弁護士／古城十忍＝劇作家・演出家／松江哲明＝映画監督／瀬々敬久＝映画監督

協力：サジナルムズ/シウゲート/ヌターセンス/東映/東風/東宝/マクサム/ムヴァイオラ

入場料金
一般 1,500円/大学・専門学校生 1,300円/シニア 1,100円/
会員 1,100円/高校生 800円
前売券 5回券 4,500円/3回券 2,800円/1回券 1,000円
『ヘヴンズストーリー』のみ2,000円。
5回券、3回券の2回分で見ることができます。



第3回死刑映画週間

人を殺してはいけないという原理を掲げつつ、なぜか、「国家」は殺人の「権限」を手放そうとしない。——戦争を發動することで、また死刑制度を維持することで、戦争廃絶への道は遠いが、死刑を廃止した国は、世界の三分の二を占めるに至った。死刑を描く映画を、いつか「記憶遺産」にしてしまいたい。

国家は人を殺す

2014年2月15日(土)～2月21日(金)

映画+監督+制作年+語る人 (一回限り、裏面参照)

『執行者』(チェ・ジンホ 2009) ×松江哲明

『最初の人間』(ジヤンニ・アメリオ 2011) ×四方田犬彦

『声をかくす人』(ロバート・レッドフォード 2010) ×田中美津

『軍旗はためく下に』(深作欣二 1972)

『さらばわが友 実録大物死刑囚たち』(中島貞夫 1980) ×安部謙二

『約束』(斉藤潤一 2013) ×河井匡秀+安田好弘

『塙の中のジュリアス・シーザー』(ダヴィアーニ兄弟 2012) ×古城十忍

『ヘヴンズストーリー』(瀬々敬久 2010) ×瀬々敬久



渋谷 **キノハウス**
東京都渋谷区円山町 1-5 KINOHaus 3F

死刑弁護人 & 約束 上映日程

『死刑弁護人』『約束』自主上映会募集中

問合せ先：合同会社 東風 TEL：03-5919-1542

◆「死刑弁護人」自主上映

◎1月18日(土) 上映時刻：13:30～

パネルディスカッション：15:30～

安田 好弘 (弁護士 第二東京弁護士会)

齊藤 潤一 (映画「死刑弁護人」監督 東海テレビ放送)

小早川 義則 (大阪弁護士会 名城大学名誉教授)

コーディネーター 小林 修氏 (愛知県弁護士会)

地域：愛知県名古屋市

会場：愛知県弁護士会館 5F「ホール」

主催：愛知県弁護士会事務局 人権・法制係

TEL：052-203-1651 (代表)

◆「約束」自主上映

◎1月31日(土) 18:45～

会場：和歌山県民文化会館 小ホール

主催：和歌山弁護士会 TEL：073-422-4580

◎2月8日(土) 13:10～

死刑を考える日

講演 門脇康郎 (映画「約束」監督)、小林修 (名張毒ぶどう酒事件弁護団)

会場：京都商工会議所 講堂 富小路丸太町下ル

入場無料/予約不要 先着 340人

主催：京都弁護士会 075-231-2337

◎2月9日(日) 12:40～

会場：名古屋市 ウイルあいちホール

主催：岐阜教育映画センター 085-215-9671

◎3月11日(火) 13:30～/16:00～/18:30～

会場：埼玉県深谷市 深谷シネマ 048-551-4592

主催：ワーカーズコープ熊谷北部事業所

◎3月15日(土) 13:30～

会場：宮崎市オルブライトホール

主催：日本国民救援会 宮崎県本部

TEL&FAX：0985-32-5768 (堀田)

インフォメーション

◎いのちの表現展—己が身にひきくらべて、殺してはならぬ。殺さしめてはならぬ—

12月10日(火)～2014年1月20日(月) 9時～16時

会場 真宗本廟 (東本願寺) 参拝接待所ギャラリー

問い合わせ 真宗大谷派解放運動推進本部 Tel 075-371-9247

◎伊藤真氏講演会「日本国憲法と死刑制度」

1月25日(土) 18時～20時

会場 京都弁護士会館地階大ホール (入場無料/予約不要)
伊藤真氏=弁護士、伊藤塾塾長、法学館憲法研究所所長

主催 京都から死刑制度の廃止を目指す弁護士の会

◎死刑映画週間3 国家は人を殺す

日時 2014年2月15日(土)～2月21日(金)

会場 ユーロススペース (東京都渋谷区円山町1-5)

死刑廃止祈願・新春芸能大会●笑ってる場合か!?

2014年1月19日午後2時～築地本願寺第二伝道会館2階 瑞鳳の間/参加費1000円

口演・戸次公正◎^{ふしだんせつきょう}節談説教「^{ししがたにえんぎ}鹿ヶ谷縁起」(^{じょうげん}承元^{ほうなん}の法難)

真宗大谷派 南冥寺住職。著書に『南無阿弥陀仏が聞こえてくる』(法蔵館)『意味不明で有り難いのかーお経は日本語で』など

「節談説教」とは、落語・講談・浪曲などの語り芸のルーツともいわれる伝統的説教(布教伝導の方法)で古くは「唱導」と言った。教義などを平易に表現した詞を節回しを付けて語る方法を用いる。

阿曾山大噴火◎事件は法廷で起きている B級裁判傍聴記

主な著書に「裁判大噴火」「被告人前へ。」(河出書房新社)「裁判狂時代」「裁判狂事件簿」(河出文庫)、「被告人、もう一歩前へ。」(ゴマブックス)、「アホバカ裁判傍聴記」(創出版)

講談・鏡織鏡◎^{コウキデンウノハノウフヤ}弘毅殿鶉羽産屋

講談師・神田香織さんの香織倶楽部メンバー。フォーラム 90

【編集後記】

上野延代さんが亡くなったのは2012年6月7日、享年101歳だった。

昨年末、彼女の書いたものを見事に編集した遺稿集『蒲公英一〇一歳——叛骨の生涯』が刊行された。体が動かなくなるまで、一般刑事囚からあらゆる運動団体分け隔てなく、死刑囚を含む多くの獄中者に面会し、力づけ、裁判を傍聴しつづけた。1955年に死刑が確定した三鷹事件の竹内景助さんに、共産党員の全員が無罪、非党員の竹内さんだ

けが死刑、それはないでしょうと義憤に駆られて面会に行ってから拘置所通いが始まったという。ユーモアがある文体で書かれた極上のエッセイ集だ。

237頁もあって送料込み800円。郵便振替 00200-5-38572 上野延代遺稿集刊行会。おすすめの一冊だ。

*

上記新春芸能大会は、暗いことの多いこの時代を笑い飛ばしながら、しっかり活動していこうという意味も込め、新年会もかねた集まりだ。ぜひ参加を。(F)